

# うきは市 協働のまちづくり推進指針



市の花「彼岸花」



市の鳥「かわせみ」



市の木「柿の木」

福岡県うきは市  
平成28年4月

# 「協働のまちづくり推進指針」発行にあたって

## 市民のみなさまへ

今日の社会は、少子高齢化、核家族化、情報化、国際化等の進展により市民の価値観や生活スタイルが変化し、市民ニーズは多様化・高度化しており、従来の公平で均一な公共サービスの提供だけでは対応できない様々な課題が生じています。

うきは市においても、少子高齢化が進展する中、地域コミュニティの維持が大きな課題となってきました。

これまでは、各行政区が地域コミュニティの基礎単位として、地域のみなさまによって独自の活動がおこなわれてきましたが、とりわけ山間部等人口減少が進んだ地域においては、行政区の中で地域コミュニティを維持することが困難な状況になってきました。

このようなことから、うきは市では、平成26年4月より新しいまちづくりを推進するため、11の小学校区（山間部においては地区）を単位とした、市民のみなさまによって運営される総合的なまちづくり組織「自治協議会」を設立し、市民一人ひとりが誇りを持ってまちづくりの主役となり、自らの地域は自らが築いていく地域社会の実現を目指し、「協働のまちづくり」をすすめてきました。

「協働」とは、「市民がお互いに、そして市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、補完しあい、協力し合い、社会的課題の解決にあたること」をいいます。

今後、地域課題解決に向けて、市民と行政が対等で良きパートナーとして認め合い、「協働のまちづくり」を推進していくことが重要となっています。

この「うきは市協働のまちづくり推進指針」は、各地区自治協議会の組織・運営に関する「アンケート」を基に、「協働のまちづくり」推進上の課題や問題点を明らかにし、「自治協議会」活動の更なる充実と推進を図るために作成しました。

市のまちづくりの大きな柱は、「市民」のみなさまです。魅力あふれる明日の「うきは市」を築くため、「自治協議会」を中心とした市民と行政による「協働のまちづくり」を共にすすめていきましょう。

平成28年4月

うきは市長 高木 典雄

# [ 目 次 ]

## 序 章

- 1. はじめに … P.4
- 2. うきは市における「協働のまちづくり」の経過 … P.4
- 3. 「協働のまちづくり」に関連する条例等 … P.6

## 第1章 合併と協働について

- 1. 合併の背景とメリット・デメリット … P.7
  - (1) 合併の背景
  - (2) 合併のメリット・デメリット
- 2. 「協働」とは … P.8
- 3. 協働によるまちづくりが求められる背景 … P.9
- 4. うきは市における「協働のまちづくり」 …P.10
  - (1) 地域コミュニティづくりの必要性
  - (2) 新たな地域課題の増大
  - (3) 少子高齢化の進展
  - (4) みんなで解決したい様々な地域課題
  - (5) 新たな地域組織づくり

## 第2章 地区自治協議会とまちづくり

- 1. 自治協議会におけるまちづくり …P.13
- 2. 自治協議会の組織 …P.14
- 3. 自治協議会の事業と構成団体 …P.15
  - (1) 地区自治協議会の事業
  - (2) 構成団体 [自治協議会事業のイメージ図]
- 4. 自治協議会と各行政区 …P.17
- 5. 協働のまちづくりにおける市の施策 …P.18
  - (1) 人的支援として
  - (2) 物的支援として
  - (3) 財政支援として

## 第3章 協働のまちづくりを推進するためには

- 1. 協働の基本的な考え方 …P.20
  - (1) 「支援・協働の原則」に基づく推進
  - (2) 積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進
  - (3) 総合的かつ具体的な推進

- (4) 活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施
- 2. 協働のまちづくりの基本原則 …P.21
- 3. 協働のまちづくりのイメージ …P.22
- 4. 協働のまちづくりのながれ …P.23
- 5. 協働のまちづくり推進上の課題 …P.24
  - (1) 行政の課題
  - (2) 行政が担うべき領域
  - (3) 行政が関与する度合

## 第4章 推進の具体的な方策

- 1. 地域課題解決のための三助について …P.26
  - (1) うきは市における「三助（さんじょ）」考え方
  - (2) 様々な地域課題の解決方法について
- 2. 協働のまちづくりの領域と形態 …P.27
  - 「協働の領域」
  - (1) 市民主導について：表中B
  - (2) 双方同等について：表中C
  - (3) 行政主導について：表中D
- 3. 推進の仕組み …P.31
  - (1) ルールづくり
  - (2) 推進体制づくり

## おわりに

### 《補足資料》

- 1. 自治協議会組織・運営等のアンケート …P.33
- 2. 市民協働推進課コミュニティ支援係の取り組み …P.38
- 3. 協働のまちづくりに関連する条例等 …P.39

# 序 章

## 1. はじめに

私たちの愛するうきは市は、美しいやまなみの耳納連山と雄大な流れの筑後川に抱かれた、水と緑のふる里です。豊かな水の恵みに育まれて、先人たちは互いに支え合い自然と共存しながら、さまざまな歴史と文化を創りあげてきました。こうした人と人、人と自然とのつながりを大切にする心が豊かな暮らしを生み、温もりと人情のあふれるまちを築いてきたのです。

私たちうきは市民は、このようなかけがえのない宝物を、未来を担う子どもたちへ、ありのままに受け伝えながら、誰もが幸せを感じる心豊かなうきは市を創らなければなりません。そのために、市民一人ひとりが誇りを持ってまちづくりの主演となり、自らの地域は自らが築いていく地域社会の実現を目指し、ここに協働のまちづくり基本条例を定めます。

### 【うきは市協働のまちづくり基本条例（平成19年4月1日） 前文】より

この条例は、うきは市の自治に関する基本的事項を定め、協働のまちづくりを実現していくことを目的としたものです。

このように、今まで「行政にゆだねられてきた公共」という考え方を見直し、市民が相互に、あるいは市民と行政が協力して「新たな公共」を築いていくことが必要です。

この「うきは市協働のまちづくり推進指針」は、みんなで「協働のまちづくり」をすすめるため、そして明日の住民自治への歴史を刻むために作成されたものです。

みんなで共有していこうではありませんか。

## 2. うきは市における「協働のまちづくり」の経過

平成17年	うきは市誕生（3月）
平成18年	第1次うきは市総合計画策定 「コミュニティの育成と協働のまちづくり活動の推進」
平成19年	「うきは市協働のまちづくり基本条例」の制定 吉井地区における公民館の設置（江南）
平成20年	吉井地区における公民館の設置（福富・千年・吉井）
平成21年	うきは市職員による「自治組織（行政区）検討委員会」の設置（4月）
平成22年	「協働のまちづくり」推進のため「自治組織検討委員会」へ諮問（6月）
平成23年	うきは市自治組織検討委員会「答申」 うきは市自治組織推進委員会の設置
平成24年	区長会・各行政区等 地域説明会の実施
平成25年	各地区公民館における「自治協議会検討委員会」の実施
平成26年	「うきは市自治組織条例」施行 各地区自治協議会設立（公民館 ⇒ コミュニティセンター） うきは市と『地区自治協議会』とのパートナーシップによる新しいまちづくりのスタート
平成27年	自治協議会拠点施設 コミュニティセンターの「指定管理制度」導入

平成17年3月に浮羽郡吉井町と浮羽町が合併して「うきは市」が誕生しました。合併は、あくまで、まちづくりを進めていく上での一つの手段で、合併そのものが目的ではありませんでした。

平成18年に、「光り輝く新しいまちづくり」を推進する指針として、「**第1次うきは市総合計画**」を策定しました。

### ■「第1次うきは市総合計画」（平成18年）

章	第5章 人がふれあう交流・連携の促進	第7章 ともに歩む行財政運営の推進
節	第3節 コミュニティの育成	第1節 協働のまちづくり
基本方針	住民が自ら自治活動を行なう拠点として校区公民館を整備し、住民自治のまちづくりを推進します。	市民と行政とが良きパートナーとして協働体制を築き、さまざまな地域の課題に取り組む「協働のまちづくり」を進めます。
事業計画	地区公民館整備事業	まちづくり基本条例策定事業

総合計画には、「コミュニティの育成」と「協働のまちづくり」について明記され、「校区公民館整備事業」と「まちづくり基本条例策定事業」が計画されました。

平成19年には、「**協働のまちづくり基本条例**」が制定され、市民一人ひとりが誇りを持ってまちづくりの主役となり、自らの地域は自らが築いていく地域社会の実現に向けて取り組むこととなりました。

### ■協働のまちづくり基本条例

#### 前文

私たちうきは市民は、このようなかけがえのない宝物を、未来を担う子どもたちへありのままに受け伝えながら、誰もが幸せを感じる心豊かなうきは市を創らなければなりません。そのために、市民一人ひとりが誇りを持ってまちづくりの主役となり、自らの地域は自らが築いていく地域社会の実現を目指し、ここに協働のまちづくり基本条例を定めます。

#### 第1条(目的)

この条例は、うきは市の自治に関する基本的事項を定め、まちづくりにおける市民の権利や市民と市それぞれの役割と責務を明らかにすることにより、協働のまちづくりを実現していくことを目的とする。

平成21年には、うきは市職員による「自治組織（行政区）検討委員会」の設置を経て、平成22年に「自治組織検討委員会」が設置され、平成23年に「**答申**」が出されました。

### ■うきは市自治組織検討委員会答申（平成23年2月23日）

#### ◎新しいコミュニティ（自治組織）が必要。

- 新しいコミュニティの枠組み（単位）としては、小学校区がふさわしい。
- 新しいコミュニティ活動の拠点として地区（校区）公民館を活用するのが最も適当。
- 市は、新しいコミュニティの設立と活動が円滑に進められるように、市民に積極的に情報を公開し、市民と情報を共有しながら人的支援、財政的支援を十分行なう必要がある。

## なぜ小学校区単位なの？

校区の協働のまちづくりの単位を、概ね小学校区とした理由は次のとおりです。

- ①地域住民の日常的な生活圏で、面識社会を構成できる範囲であること。
- ②地域の問題を自ら問題として共有できるコミュニティであること。
- ③PTAや子供会活動等小学校を中心とする既存のネットワークが活用できること。
- ④地域活動の拠点として、現コミュニティセンター(旧校区公民館)を活用できること。

この自治組織検討委員会の「答申」に基づき、「協働のまちづくり」を推進するため、「自治組織推進委員会」を設置し協議を進め、平成25年には、「うきは市自治組織条例」を制定、平成26年に各地区自治協議会が設立することとなりました。

### 3. 「協働のまちづくり」に関連する条例等

名 称	制 定 日
うきは市協働のまちづくり基本条例	平成19年 4月
うきは市自治組織検討委員会設置要綱	平成22年 4月
うきは市自治組織推進協議会規則	平成23年 3月
うきは市自治組織条例	平成25年 12月
地域コミュニティ支援本部設置要綱	平成26年 2月
うきは市自治組織条例施行規則	平成26年 3月
うきは市自治組織運営支援交付金交付要綱	平成26年 3月
コミュニティセンターの貸館運営業務の管理委託に関する規程	平成26年 4月
うきは市コミュニティセンター指定管理検討協議会設置要綱	平成26年 6月

#### ■指定管理制度とは

公の施設の管理を、市議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねる制度です。

公の施設とは、市が住民の福祉を増進するために設置し、市の住民が利用する施設のことです。体育施設、文化施設、社会福祉施設、観光施設などがあります。

指定管理制度は、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするものです。

従来、公の施設の管理を自治体が委ねる場合は、相手先が市の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、今回の指定管理制度の導入により、市議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができるようになりました。

# 第1章 合併と協働について

## 1. 合併の背景とメリット・デメリット

### (1) 合併の背景

基礎的自治体である市町村の行財政基盤を強化する必要があり、そのための手段が市町村合併であり、背景には財政難の影響があります。

国家財政については膨大な国債を見れば一目瞭然であり、地方の財政状況も悪化しており、市町村合併によって行政を効率化することが必要とされています。

#### 〈合併の背景〉

- ① 地方分権の推進
- ② 少子高齢化の進展
- ③ 広域的な行政需要の拡大
- ④ 構造改革の推進への対応
- ⑤ 時代の変化

### (2) 合併のメリット・デメリット

メリット（利点）として、  
次のようなことが考えられます。

- 広域的なまちづくり
- 住民サービスの維持、向上
- 行財政運営の効率化
- 大型施設の建設、大型プロジェクトが可能

デメリット（欠点）として、  
次のようなことが考えられます。

- 中心部を除き過疎化する恐れ
- 住民の声が届きにくくなる恐れ
- サービス水準の低下、負担増の恐れ
- 合併効果が不平等になることへの不満
- 議員の数が減ると、地域の意見が通りにくい

合併のメリットをより高め、デメリットを解消するために  
「協働のまちづくり」が必要

- 小学校区（地区）毎に生活文化をともにし、顔が見える範囲での協働のまちづくりを推進する。
- 各行政区の集まりで行う協働のまちづくりを行う。
- 各行政区の活動を基盤として新たな組織運営を行う。

「自分たちの地域は自分たちでつくる」ことを基本として、今後は自助・互助・公助の力を合わせて地域課題の解決にあたる「協働」の考え方が必要となってきます。

## 2. 「協働」とは

私たちの生活しているまちを、より安全で住みよい、魅力あふれるまちにしたい、明日の「うきは市」を築くため、今「協働のまちづくり」はみんなの共通の課題です。

「協働」とは、「市民がお互いに、そして市民と行政が、それぞれの持つ特性を活かしながら、補完しあい、協力し合い、社会的課題の解決にあたること」をいいます。

この「協働」の意味をみんなが共有するところから「協働のまちづくり」は始まります。

### <協働のイメージ>

それぞれの役割と責任を自覚し、三助（自助・互助・公助）の精神で繋がり、まちづくりを推進する。



協働のまちづくりの推進（人と人がつながるまちづくり）



- ・光り輝く新しいまちづくり《第一次総合計画（平成18年度～平成27年度）》
- ・うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩る うきは市  
《第二次総合計画（平成28年度～平成37年度）》

第二次総合計画では、以下の基本目標が掲げられています。

- 基本目標1：将来のうきは市を担う人を育み、大切にしています。
- 基本目標2：活力にあふれ、まち全体がにぎわっています。
- 基本目標3：誰もが生き生きと安心して健康に暮らしています。
- 基本目標4：安全で安心なまちで、住みよさを実感しています。

これらの基本目標実現のため・・・  
みんなの力で協働して支えるまちづくりを進めています。

## <三助(自助・互助・公助)とは>

- 〈自助〉自分でできることは自分でやる。また、最も身近な共同体である家族で助け合う。
- 〈互助〉個人や家族だけではできないことや、地域課題の解決や活性化については地域やボランティア等で助け合う。
- 〈公助〉公的に行政が責任を持って行うべきことは行政が行う。

### 3. 協働によるまちづくりが求められる背景

#### 【多様化する市民ニーズへの対応】

少子高齢化、核家族化、情報化、国際化等の進展により市民の価値観や生活スタイルが変化し、市民ニーズは多様化・高度化しており、従来の公平で均一な公共サービスの提供だけでは対応できない様々な課題が生じています。また、少子化、高齢化や経済状況の悪化等により、従来ではあまり需要がなかったような分野でも、公共サービスとしての事業拡充が求められています。

#### 【地域コミュニティ機能の低下】

地域コミュニティには、隣近所や地域住民が協力し合い、助け合うという素晴らしい機能があります。

しかし、核家族化、少子化、高齢化等が進行する中、より「個」が重要視され、地域住民のコミュニティ意識が次第に希薄化し、その機能が低下している傾向にあるため、地域の実情に応じた新たな地域コミュニティの構築が必要となってきました。

#### 【地方分権の進展と自立したまちづくり】

これまで国は全国一律的なまちづくりを誘導してきましたが、従来の国の方針による画一的な自治体運営ではなく、地方自治体それぞれの責任において、地域の特性を活かしたまちづくりを進め、市民満足度の高い公共サービスを提供するという「地方分権型社会」をめざし、平成12年4月施行の地方分権一括法により地方分権が進み市町村の自主的なまちづくりが可能となる一方で、自己決定・自己責任によるまちづくりが求められています。

#### 【厳しい行財政運営と新しい行政のあり方】

地方自治体は、いわゆる三位一体改革(国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の委譲、地方交付税の一体的見直し)を契機として厳しい行財政運営を強いられたこともあり、平成の大合併といわれるように多くの市町村は合併へと進みました。

しかしながら、合併後も厳しい行財政運営が続いており、抜本的な行財政改革が必要となってきました。

簡素で効率的な行財政運営を続けていくために、行政機関はしっかりと行財政改革を進めなければなりません。固定的な公共サービスの概念を見直し、市民と行政が一緒に

なって公益を増進していく新たな仕組みが必要となっています。

今後、自立したまちづくりを進めていくために、地域課題解決に向けて、市民と行政がともに取り組んでいくことが求められており、お互いを対等で良きパートナーとして認め合い、「協働のまちづくり」を推進していくことが重要となっています。

#### 4. うきは市における「協働のまちづくり」

本指針では、協働の概念に基づいたまちづくりに取り組むにあたり、協働のまちづくりについて次のように考えます。

##### <うきは市における協働のまちづくりの定義>

市民と市民、あるいは市民と行政がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、対等なパートナーとして、お互いに協力しあってまちづくりに取り組むこと

##### (1) 地域コミュニティづくりの必要性

全国の自治体では、住民主体の新たな地域コミュニティづくりに向けた取り組みが次第に活発化しています。

なぜ、今、新たな地域コミュニティづくりが必要なのでしょう？それは、以下のような要因で、私たちの住む地域社会が大きく、そして確実に変化しているからです。

##### <地域社会の変化>

- 地方分権の推進
- 少子高齢化の進展
- 市民の価値観やライフスタイルの多様化
- 都市化と過疎化の進行
- 核家族や一人世帯の増加
- 人と人のつながり希薄化 など



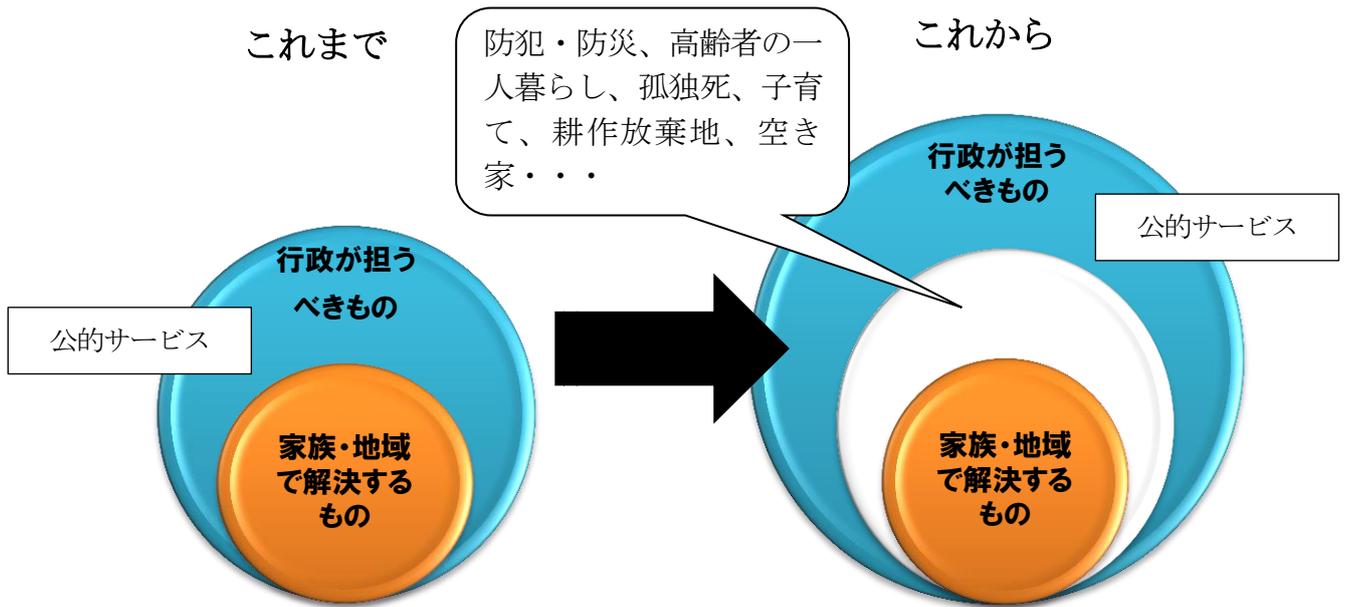
うきは市においても、今のままでは市民生活にとって必要なサービスを、地域全体で支えあっていくことが困難になりつつあります。

##### (2) 新たな地域課題の増大

行政区では、地域内の清掃や祭り、レクリエーションなど様々な自治活動に取り組んでいます。

しかし、一方では、隣近所の助け合いなど相互扶助意識の低下などにより、これまでは地域の助け合いで解決できていた問題が、今では行政や区長の対応が求められるようになってきています。

また、高齢化の進展により、高齢者世帯の増加、一人暮らしの高齢者の見守り、防犯防災の対策、子どもの居場所づくりなど、新たな地域課題も増大してきています



地域が必要とする公的サービスはますます増大し、これまでになかったような地域課題も確実に増えてきています。

### (3) 少子高齢化の進展

うきは市の人口推移

	2015年(現在)	2025年(10年後)	増減
総人口	31,245人	27,679人	-3,566人
0歳～15歳人口	3,898人	3,248人	-650人
16歳～64歳人口	16,984人	14,623人	-2,361人
65歳以上人口	9,599人	9,808人	+209人
高齢化率	30.7%	35.4%	+4.7%

(資料：総務省「国政調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域の将来推計人口」)

これからの社会は

- 高齢化が進み社会保障費は増加します。
- 働く世代が少ないと税収に影響します。
- 行政区や校区の行事も、そこに住む人たちの年齢構成を考える必要があります。
- 仕事をしながらの子育ては、お父さんお母さんの負担が増加します。
- 世代を越えて地域の人たちで支え合う必要があります。
- 比較的時間もある60歳以上の方は、経験や知識が豊富な方が多いです。
- 子ども達の体験活動を地域の大人たちで指導することも考えられます。



#### (4) みんなで解決したい様々な地域課題

このような状況は、うきは市に限ったことではありません。全国の自治体の多くが同じような問題を抱えており、それぞれの自治体において**市民主体の新たな地域コミュニティ**づくりに向けた取り組みが行われています。

よって、うきは市においても**市民主体のまちづくりの実現と、地域コミュニティの活性化**を目指して、新たな地域自治の体制づくりに取り組んでいかなければなりません。

これからは、様々な地域課題を解決していくために、「自分たちのまちは自分たちでつくる」ことを基本に、多くの市民・団体等のみなさまの参画と協働により、**市民主体の新たな地域コミュニティづくり**が必要になってきます。



**市民主体の新たな地域コミュニティづくり 自治協議会の発足**

#### (5) 新たな地域組織づくり

- ・地域住民が、「自分たちの地域は、自分たちの手で」という意識を持つ
- ・地域住民が、「互いに協力、連携」し、地域の課題解決に取り組む
- ・地域住民が、「地域自治の活動」を通して、魅力ある地域事業に取り組む



**市民が主役の地域自治活動、それが自治協議会**

主な活動として、

- 自主防災や防犯、交通安全に関する活動
- 子育て支援や青少年の健全育成に関する活動
- 環境の保全、環境美化に関する活動
- 福祉や健康の増進に関する活動
- 人権や男女共同参画に関する活動
- 生涯学習や文化、スポーツに関する活動 など



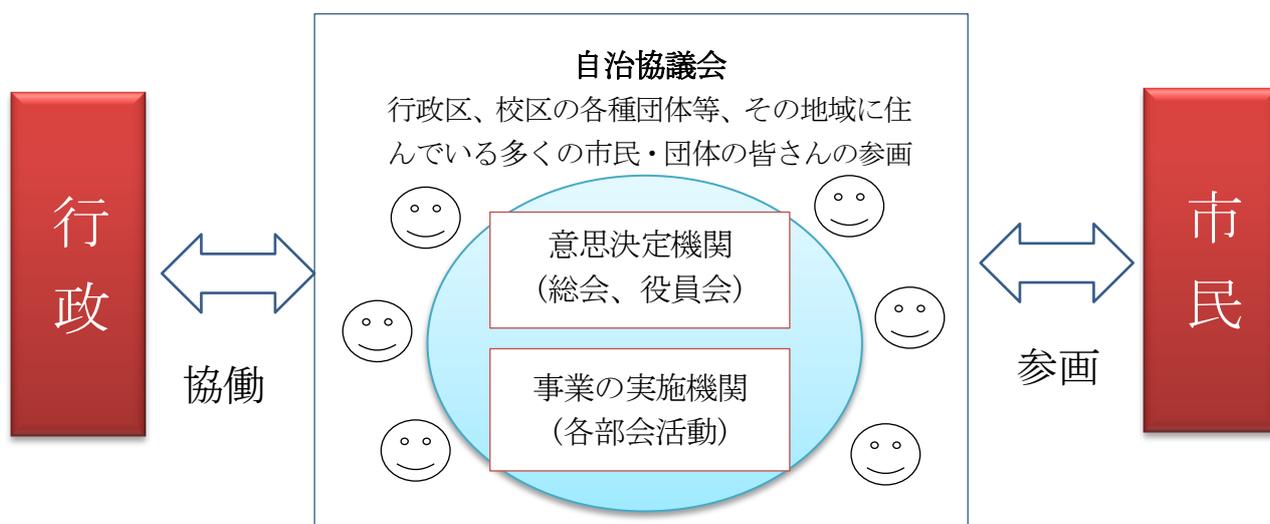
自治協議会は、地域の自治活動に必要な部会を設置して各種活動に取り組みます。

## 第2章 自治協議会とまちづくり

うきは市には、11の小学校区（地区）を単位とした、市民のみなさまによって運営される総合的なまちづくり組織「自治協議会」があり、コミュニティセンターを拠点施設として、様々な地域課題を解決し、住みよいまちづくりをめざして活動しています。

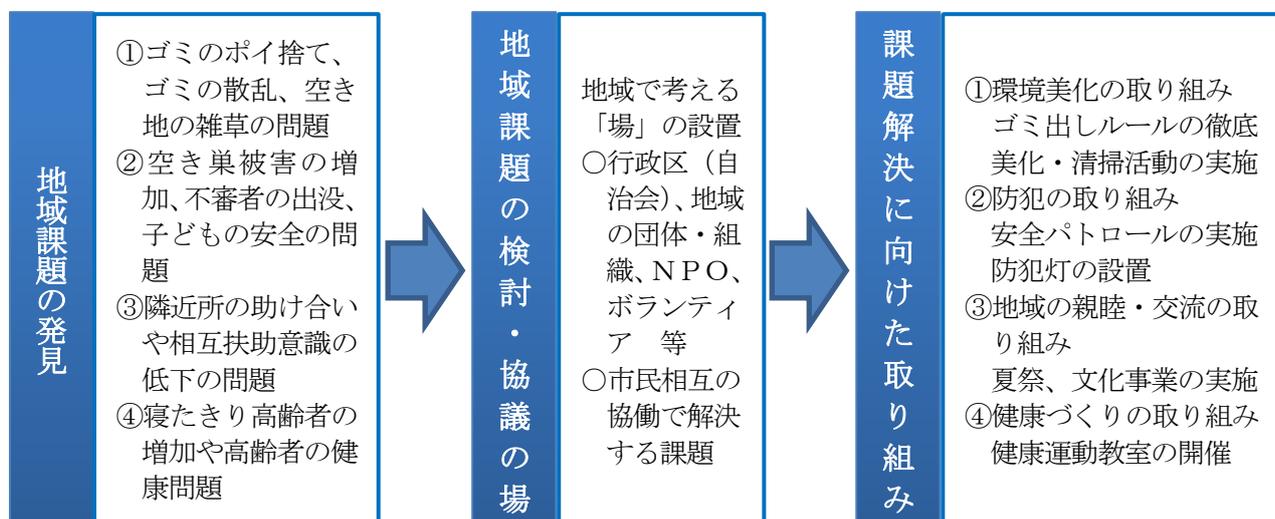
### 1. 自治協議会におけるまちづくり

自治協議会は、各地区において、多くの市民や団体等のみなさまの参画と協働により、市民自らの自主的・主体的なまちづくりを実現していくための地域組織として設置されるものであり、地域の「互助」の体制づくりとして期待されるものです。

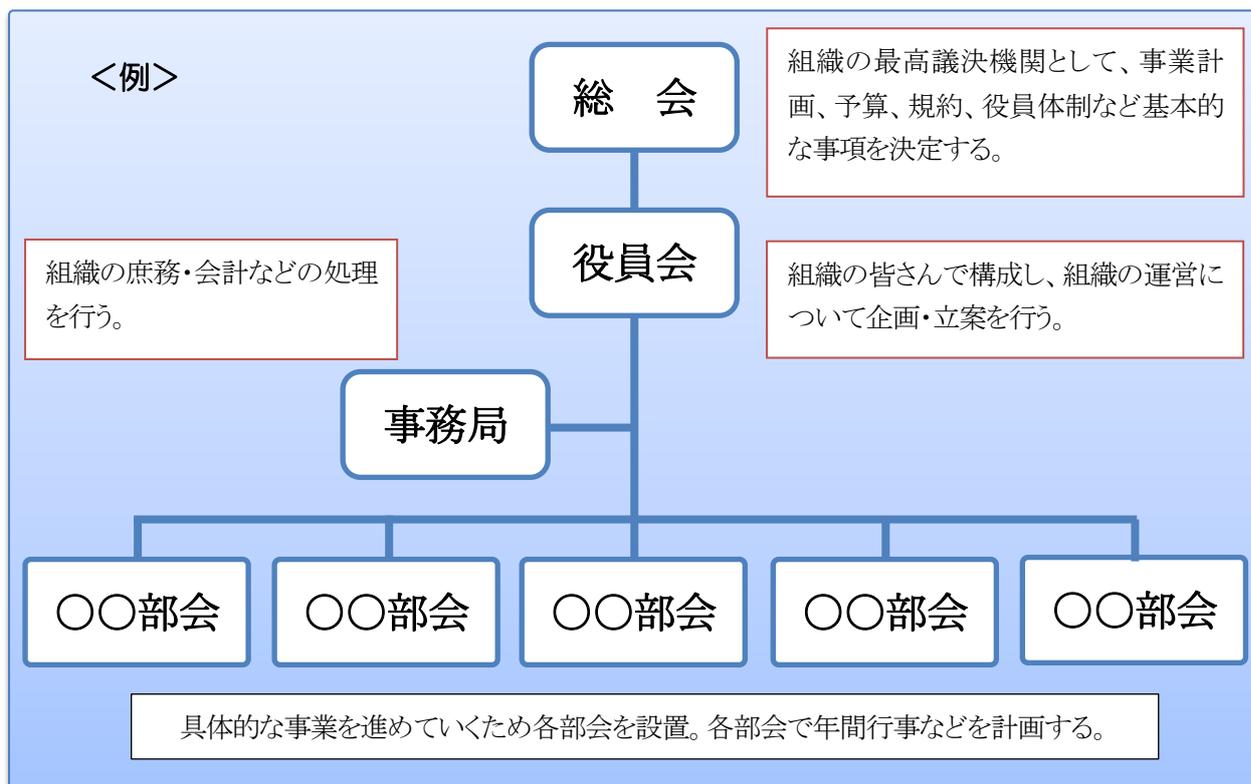


### 地域課題の発見から課題解決の取り組み

各地区における協働のまちづくりは、地域課題の発見、地域での検討・協議の場の確保、課題解決に向けた取り組みとして進めていくこととなります。行政区をはじめとする様々な組織や団体、NPO、ボランティア等のみなさまと一緒に集まって、地域課題の解決に向けて考えたり、意見を出し合ったり、検討したりする場所が、11の自治協議会であると考えます。



## 2. 自治協議会の組織 (各地区の実態に応じて組織されます。)



### ○自治協議会の部会活動

自治協議会における各種事業は、自治協議会に設置されている「各部会」によって具体的な協働のまちづくり事業として実施されていくことになります。

この部会活動に多くの地域の皆さんに参加いただくことによって、自主的・主体的なまちづくりを進めていくことができます。

部会の例	事業内容の例
総務部会	防犯及び防災に関すること 環境及び景観の保全に関すること 人権教育・啓発に関すること
社会教育部会	生涯学習活動に関すること 男女共同参画社会の推進に関すること 地域文化の継承及び創出に関すること
青少年育成部会	青少年の健全育成に関すること
まちづくり部会	コミュニティビジネス等地域経営に関すること 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること
健康福祉部会	福祉及び健康増進に関すること 高齢者等の生きがいづくりに関すること

### 3. 自治協議会の事業と構成団体

#### (1) 自治協議会の事業

うきは市自治組織条例に、自治協議会が取り組むべき事業が示されています。

- ① 防犯及び防災に関すること。  
(安全パトロール、防災マップの作成、防災・防犯活動 など)
- ② 生涯学習活動に関すること。  
(各種のサークル活動、各種の講座 など)
- ③ 環境及び景観の保全に関すること。  
(清掃、リサイクル活動 など)
- ④ 人権教育・啓発に関すること。  
(人権に関する啓発活動 など)
- ⑤ 福祉及び健康増進に関すること。  
(運動会やウォーキング大会などの健康づくり など)
- ⑥ 高齢者等の生きがいづくりに関すること。  
(声かけ、見守り等の高齢者支援、校区敬老会 など)
- ⑦ 青少年の健全育成に関すること。  
(子どもの居場所づくり、子育て支援活動 など)
- ⑧ 男女共同参画社会の推進に関すること。  
(青少年健全育成活動 など)
- ⑨ 地域文化の継承及び創出に関すること。  
(地区文化祭、カルチャー教室の開催 など)
- ⑩ コミュニティビジネス等地域経営に関すること。  
(地域食材を活用した弁当づくり、農産物の集荷販売ビジネス など)
- ⑪ 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。  
(ホテル復活の学習、キャンプ施設整備、地元物産店、古民家再生 など)
- ⑫ その他特に必要があると各自治協議会が認めること。



#### (2) 構成団体

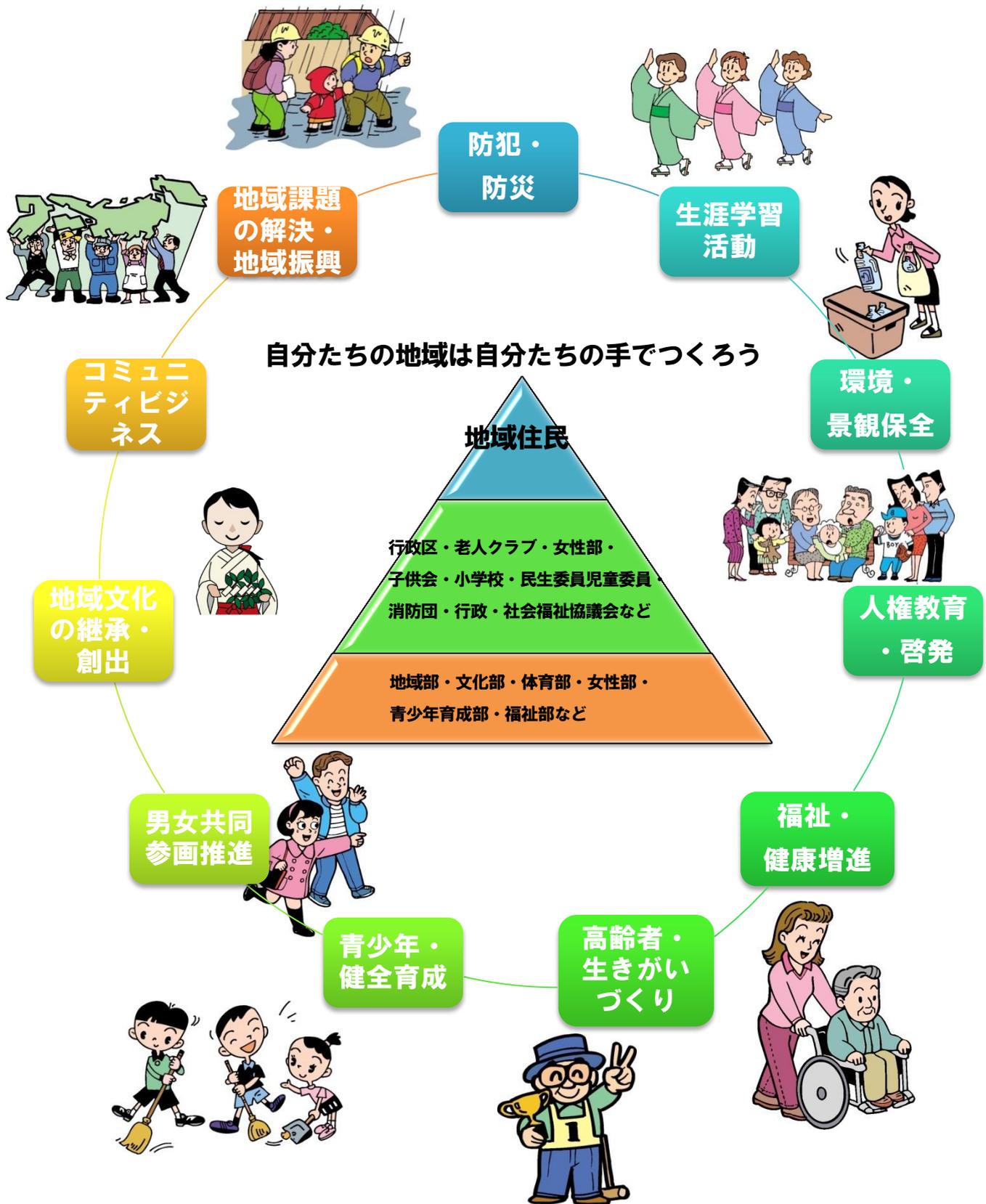
自治協議会は、その地域で活躍する各種団体により構成されます。

自治協議会への参加は、現行の行政区や既存組織の解体を意味するものではありません。むしろ、既存の組織や団体の活動や特色を生かしながら、連携と協力により活力あるまちづくりを目指すものです。

##### 《各種団体など》

- ① 行政区、老人会、子ども会など、地域（地縁）を基盤に活動しているもの
- ② PTA、消防団、防犯団体など、地域（地縁）を基盤に目的別・課題別に活動しているもの
- ③ ボランティア団体、NPO法人など、地域（地縁）を超えて目的別、課題別に活動しているもの

[自治協議会事業のイメージ図]



## 4. 自治協議会と各行政区

自治協議会は、行政区の共同体です。したがって、行政区や区長さんとの関わりは、自治協議会の組織運営をしていくうえで大変重要なポイントとなります。

### (1) 各行政区とは

各地域には、行政区と呼ばれる住民自治組織があり、地域にお住まいのみなさんが、自らの地域をより良くするために、自らの手でお互いに仲良く助け合いながら、住みよい環境づくりに取り組んでいます。

行政区には、隣近所の数世帯から20世帯程度の集まりである隣組組織（班、組など）があります。行政区はこの隣組組織がいくつか集まってできており、一つの行政区の大きさは、5世帯から200世帯になります。

各行政区には、長としての区長さんがおり、隣組組織には、身近なお世話役として隣組長さんがいらっしゃいます。

### (2) 各行政区は地域コミュニティの基盤

市内には、行政区の他、各種住民団体（老人クラブ等）などの各種団体組織があります。この各種住民団体は、組織より選出された役員さんが主体となって運営されています。

この行政区や各種住民団体は、あらゆる地域コミュニティの基盤とすることができます。

### (3) 行政区の活動

自治協議会組織や行政区、各種住民団体はそれぞれが役割を分担して協働のまちづくりを進めています。行政区は、区長さんをはじめ隣組長さんという身近なお世話役の方々を通じ、自治協議会のまちづくりとして、以下のような役割を担っています。



#### <情報の伝達>

行政や自治協議会、各種住民団体の情報が、組織を通じ伝達される。

#### <各種活動の取り組み>

自治協議会組織や各種住民団体の事業なども、行政区の組織を通じ伝達・参加者が招集され、様々なまちづくり活動が実践されています。

さらに、行政区では、独自の活動として、以下のような、生活に密着した身近なまちづくり活動や、住民同士の連帯づくりに取り組んでいます。

- ・防犯灯の設置、維持管理
- ・ゴミ集積所の維持管理
- ・身近な道路、水路の清掃
- ・防犯、防災活動
- ・地域のお祭りなどのイベント

### (4) 開かれた行政区運営

行政区は、誰もが気軽に加入できる組織でなければなりません。役員のみなさんを中心に、定期的な総会の開催や、適切な情報の開示などを行い、開かれた行政区運営が求められます。

また、住民のみなさんの意見を良く聞き、みんなで話し合い、運営を推進・改善してい

くことが全ての基本となります。

これからのまちづくりには、住民のみなさんの参画が必要です。地区自治組織には、より多くの住民のみなさんの理解と協力が得られるような運営が求められています。

## 5. 協働のまちづくりにおける市の施策

うきは市では、協働のまちづくり事業を推進していくため、全地区（小学校区）における自治協議会の運営に関する支援を行っていきます。

具体的には、11の自治協議会の支援を行うため市管理職を本部員とする地域コミュニティ支援本部を設置し、自治協議会に関する市役所窓口（市民協働推進課）を設置しました。また、活動拠点の位置付けや自治組織運営支援交付金など、活動支援・財政支援を行います。一方で、横の連携や情報共有などを図るため「自治協議会連絡会」の定期開催や、「地域計画」の作成・実行を推進していきます。

### (1) コミュニティセンター設置

自治協議会が継続的にまちづくり推進活動を行っていくためには、活動の拠点となる場所の確保が必要となります。各地区において定期的に会議や研修などが開催でき、協働のまちづくりのための事業に取り組んで行けるよう、平成25年度まで地区公民館として使用していた施設を、コミュニティセンターとして自治協議会の活動拠点施設としています。

地区名	拠点施設	地区名	拠点施設
妹川地区	妹川コミュニティセンター	御幸地区	御幸コミュニティセンター
新川地区	新川コミュニティセンター	千年地区	千年コミュニティセンター
田籠地区	田籠コミュニティセンター	吉井地区	吉井コミュニティセンター
小塩地区	小塩コミュニティセンター	福富地区	福富コミュニティセンター
山春地区	山春コミュニティセンター	江南地区	江南コミュニティセンター
大石地区	大石コミュニティセンター		

### (2) 活動支援として

自らの地域は自らが築いていく地域社会の実現を目指し制定された「うきは市自治組織条例」に基づく各地区の自治協議会の支援を行うため、地域コミュニティ支援本部を設置します。（地域コミュニティ支援本部設置要綱制定）

また、各地区で取り組んでいる協働のまちづくりに関する地域の窓口機能を「市民協働推進課」に位置づけ、日常的に各地区の自治協議会との連携、協力を図ります。

### (3) 財政支援として

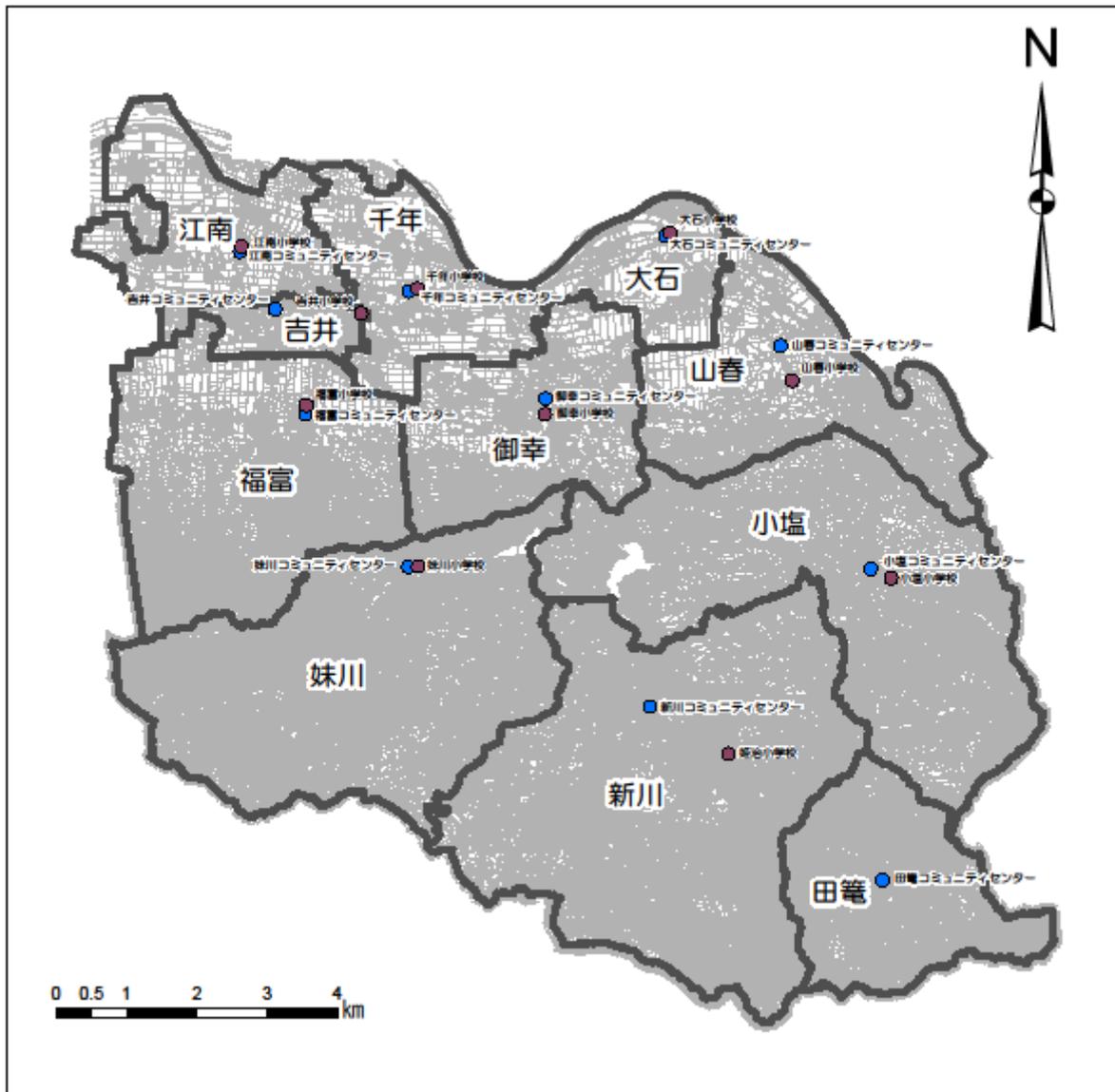
うきは市では11の自治協議会に自治組織運営支援交付金を、年3回に分けて交付しています。交付金は会長及び事務局長の人件費をはじめ、各種活動を行うための事業費などに使用されます。

また、市民の連帯強化及び市内外からの集客を目的に実施する地域づくり活動に取り組む場合、自治協議会は7割補助（任意団体は3割補助）を受けられる「地域づくり活動費補助金」制度が始まりました。

他にも平成27年度から始まった指定管理者制度によって、今まで市へ返還していた研

修室使用料については、それぞれの自治協議会が使用できるようになりました。そのため  
の建物に関する工事・修繕などは、今までどおり市が対応するなどの財政支援を行います。

【うきは市内のコミュニティセンター位置図】



## 第3章 協働のまちづくりを推進するためには

### 1. 協働の基本的な考え方

協働のまちづくりを推進するにあたっては、市民と行政がお互いに尊重しなければならない基本的原則があります。

これらの原則をふまえ、市民と行政のより良い関係を築いていくことが大切です。

#### (1) 「支援・協働の原則」に基づく推進

行政が市民の活動を「支援」、市民が行政とともに「協働」する際に「支援・協働の原則」を意識しておく必要があります。「支援・協働の原則」は以下のとおりです。

#### (2) 積極的な情報公開や多様な人々の参画のもとに推進

計画、実施、評価など、協働事業の一連の過程にとどまらず、地域で何が行われ、何が課題になっているかなど、支援・協働につながる幅広い情報を積極的に公開するとともに、多様な人々の参画のもと推進していく必要があります。

#### (3) 総合的かつ具体的な推進

「協働によるまちづくり」が盛り込まれた第4次総合計画などの本市の基本的な方針をふまえ、総合的かつ具体的に取り組んでいく必要があります。

また、地域においても、地域の課題について分野を超えた総合的な視点で解決を図っていく必要があります。

#### (4) 活動内容や組織の発展段階に応じた施策の実施

活動する内容や組織の発展段階に応じて、必要とするものも違ってくるため、これらの内容や発展段階に応じた支援・協働施策を実施していく必要があります。

#### <組織の発展段階の例>

①初動期	組織化はされているが組織体制は不十分で、事業遂行能力や資金調達能力など、継続的・安定的活動に不安がある段階。
②成長期	組織体制が整備され、継続的・安定的活動を実施している段階。
③発展期	お互いに対等な関係を構築し、専門性を生かすなど、さらに安定的・継続的に活動領域を広げていく段階。



## 2. 協働のまちづくりの基本原則

協働のまちづくりを推進するにあたっては、市民と行政がお互いに尊重しなければならない基本的原則があります。

これらの原則をふまえ、市民と行政のより良い関係を築いていくことが大切です。

### 対等性の確保

市民と行政は、対等な関係にあることを常に認識し、お互いの長所で短所を補い合うことが大切です。

### 自主性・多様性の尊重と自立化

協働に関わる市民や行政は、相互依存とならないように自主性・自立性を尊重し、それぞれの特性を十分に活かすことが大切です。

### 目的の共有

市民や行政は、何のために協働するのかという「目的」と、いつまでにどのような成果を上げるのかという「目標」を共有することが大切です。

### 相互理解と相乗効果

市民と行政は、お互いの立場や特性を正しく理解し、それぞれの存在意義を認め合うことが大切です。

### 透明性・公開性

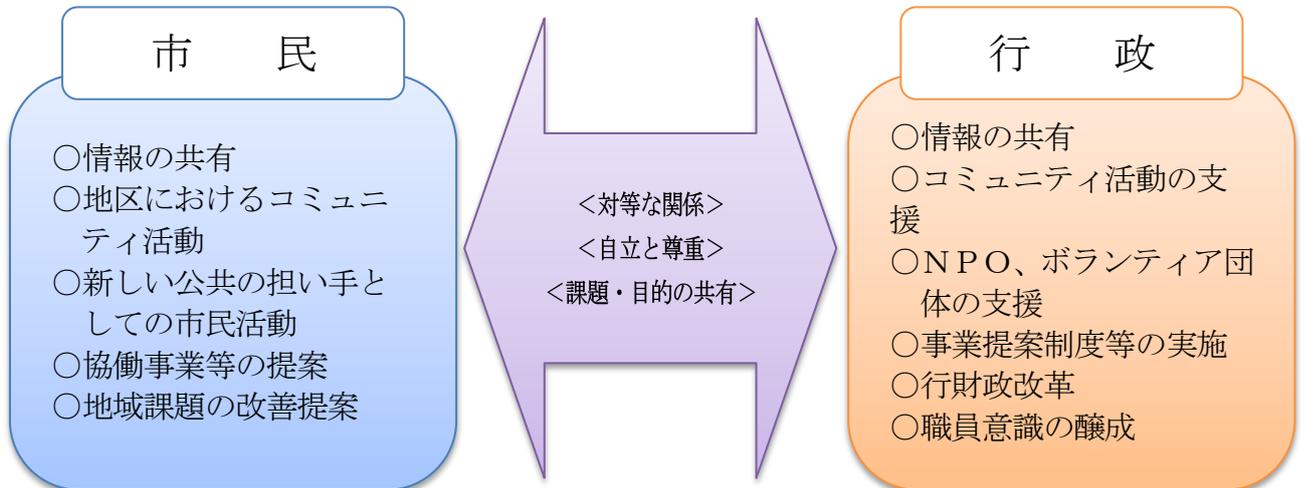
協働のまちづくりの取り組み内容は、だれが見てもわかりやすく、透明で開かれたものでなければなりません。そのため、行政、市民ともに積極的に情報を公開し、説明責任を果たすことが大切です。

### 相互評価

市民と行政、または市民同士で、協働のまちづくりの成果を評価し、その結果を次のステップへ活かすことが大切です。

### 3. 協働のまちづくりのイメージ

市民同士、あるいは市民と行政が、それぞれの果たすべき役割と責任を自覚し、対等なパートナーとして信頼を深め、お互い協力し合ってまちづくりに取り組む



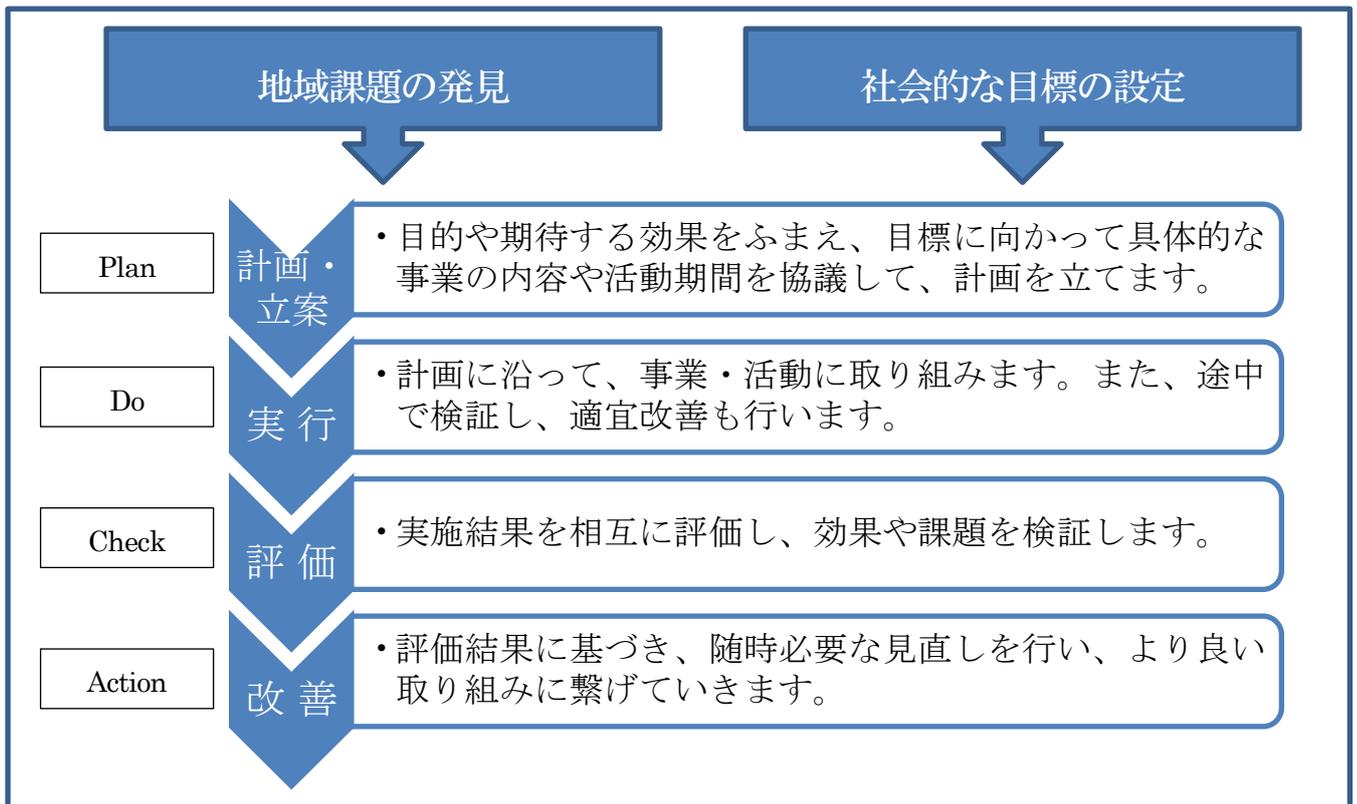
社会的（地域）課題の解決・地域の活性化（人と人がつながる協働のまちづくり）



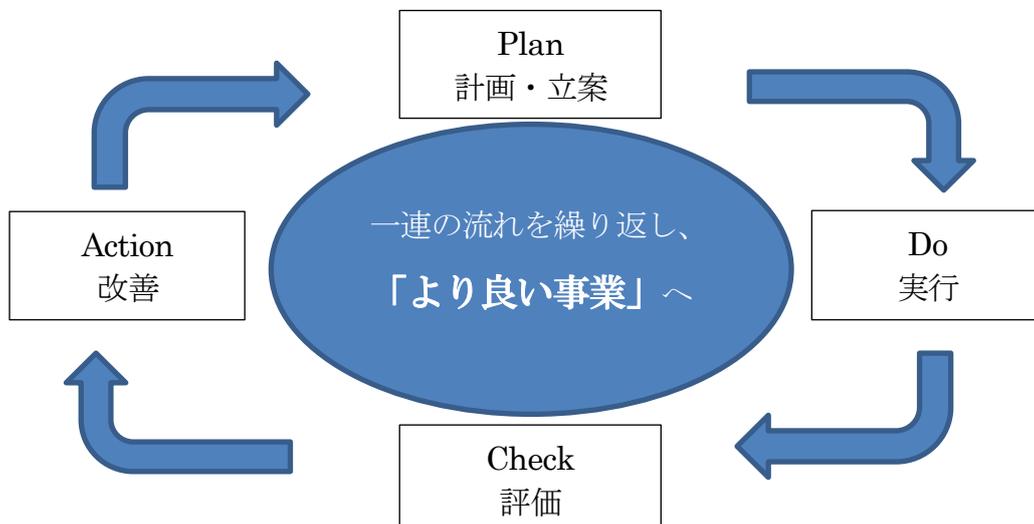
#### 4. 協働のまちづくりのながれ

地域の課題解決や社会的な目標の達成に向けて事業を実施する上で、「計画 (Plan) →実行 (Do) →評価 (Check) →改善 (Action)」の一連の流れが大切です。

まず、課題提起（地域課題の発見・社会的な目標の設定）を行い、以下のように事業に取り組むことが望ましいと考えられます。



また、取り組んでいる事業をより良いものにするために、「改善」を踏まえて次の「計画」へと繋げていくことが大切です。この一連の流れを「PDCAサイクル」と呼び、持続的かつ効果的な事業へと発展することが期待されます。



## 5. 協働のまちづくり推進上の課題

### (1) 行政の課題

市民と行政がともに協力してまちづくりを進める上で、お互いが担うべき領域を明確にし、役割を考えていく必要があります。

#### ① 住民自治が原則です。

「自分たちのまちづくりを、自分たちで考え、決めて、行動していくこと。」

- ・より多くの人々が、地域などの課題や行政に関心を持ち、自分たちのまちづくりには何が大切で、何を優先していくのかということについて合意形成を図っていくとともに、それら課題や目標を共有しながら、まちづくりを実践していく必要があります。

#### ② 補完性が原則です。

「自分たちでできることは自分たちで行い、できない事は、より大きな単位にゆだねること。」

- ・自分たちでできることはできるだけ自分たちで行い、自分たちだけではできないことや、自分たちだけで行くと効率の悪いことは、行政と協議しながらお互いの役割を決めていく必要があります。
- ・行政は、個人や地域の課題を自ら解決していけるように支援を行うとともに、市民が対応しきれない課題を補完していく必要があります。



### (2) 行政が担うべき領域

「新たな公共」（協働のまちづくり）の考え方は、地域の様々な担い手が公共を担っていくことを求めるとともに、行政が担うべき領域を明確にしていくことも必要です。

今後、様々な担い手と行政が「市民と行政の関係」や「行政の関与のあり方」を考える過程で、行政の担うべき領域が明確になってくると考えられます。

しかし、各領域の区別を明確に行える場合が少なく、市民と行政は様々な関係を持ちながら関わっていく必要があります。

### <市民と行政の領域の種類>

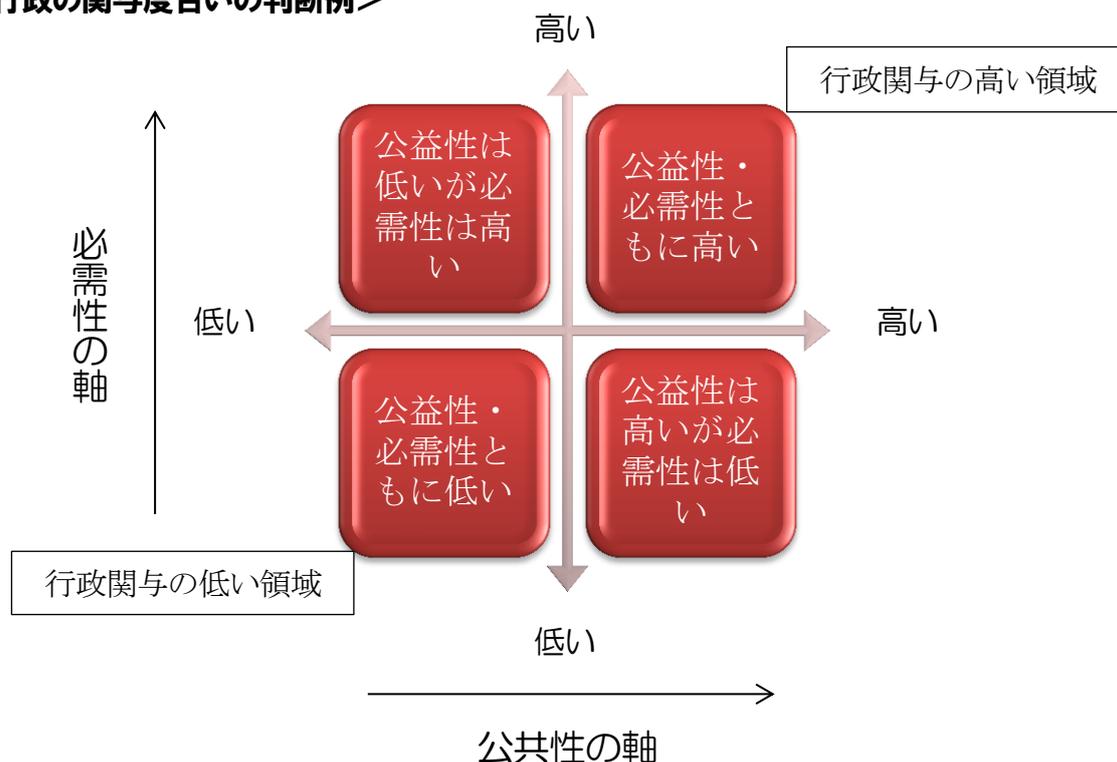
領域	領域名	領域の内容	事業例
行政の領域	行政権力の行使にあたる領域	行政が実施することが原則領域	許認可、課税など
	人権保障領域	憲法や国際人権規約などで規定された基本的人権の保障を守る領域	生活支援、福祉、義務教育など
	公共財提供領域	市場では調達しにくい公共財の提供に関する領域	道路・河川の管理など
	行政・市民混在領域	行政による取り組みと市民による取り組みが混在している領域	各種公共サービスの実施
	市民主導領域	原則的に、市民が主導的に活動し、行政はその支援・促進役として関わる領域	新規サービス開発提案など
市民の領域	市民の自主管理領域	宗教をはじめとする特定の価値観の普及などに関わる領域（行政の介入はない）	特定の価値観の普及など

### (3) 行政が関与する度合

市民と行政との協働を進めるうえで、行政がどこまで関与していくことが妥当かという判断を行う必要が出てきます。

下の表のように、公益性が高くかつ必需性が高いものほど、行政サービスとしての供給が主となる、行政関与の高い領域となります。

### <行政の関与度合いの判断例>



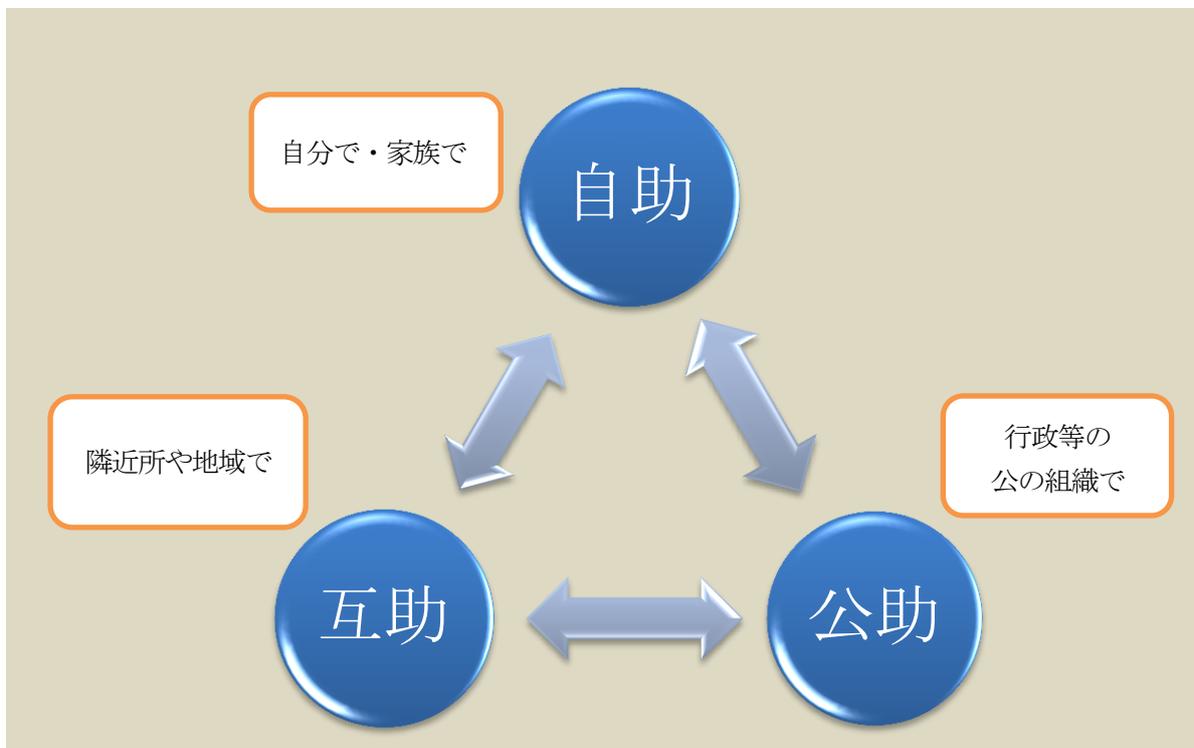
## 第4章 具体的な進め方について

### 1. 地域課題解決のための三助について

#### (1) うきは市における「三助（さんじょ）」の考え方

三助とは、「自助」「互助」「公助」のことを言います。それぞれの考え方は以下のとおりです。

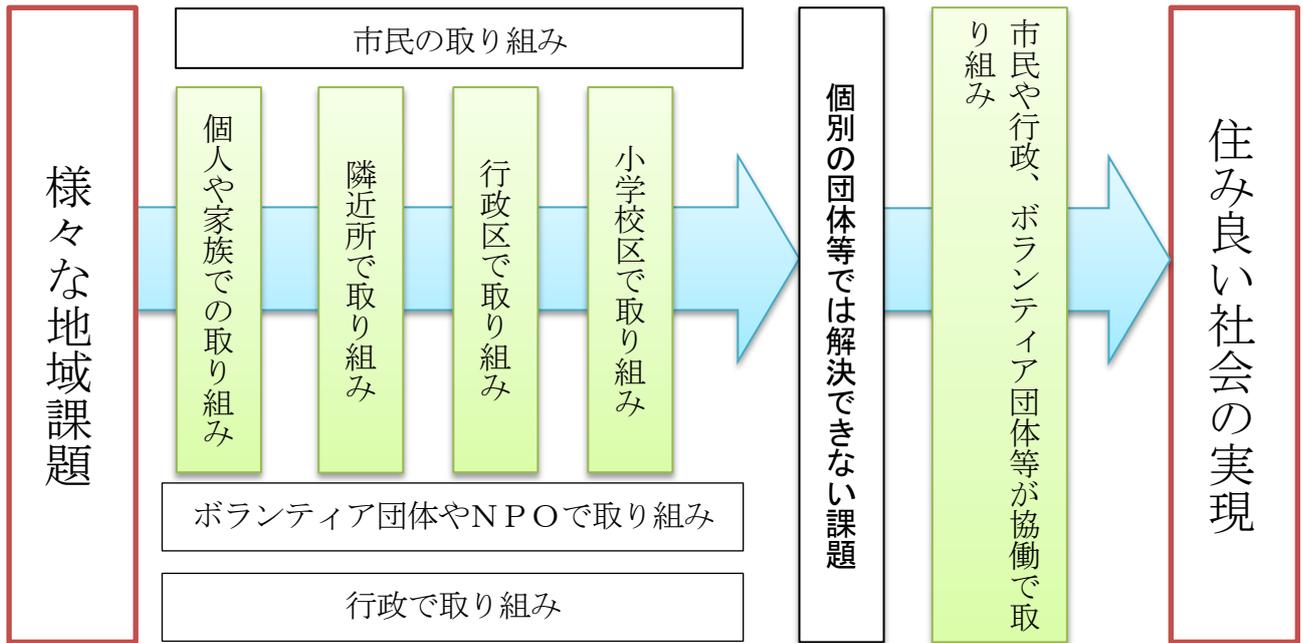
〈自助〉自分でできることは自分でやる。また、最も身近な共同体である家族で助け合う。  
〈互助〉個人や家族だけではできないことや、地域課題の解決や活性化については地域やボランティア等で助け合う。  
〈公助〉公的に行政が責任を持って行うべきことは行政が行う。



「自分たちの地域は自分たちでつくる」ことを基本に、自助・互助・公助の組み合わせによって、お互いを補完し合いながら、地域課題の解決にあたるのが「協働」の基本となる考え方です。

#### (2) 様々な地域課題の解決方法について

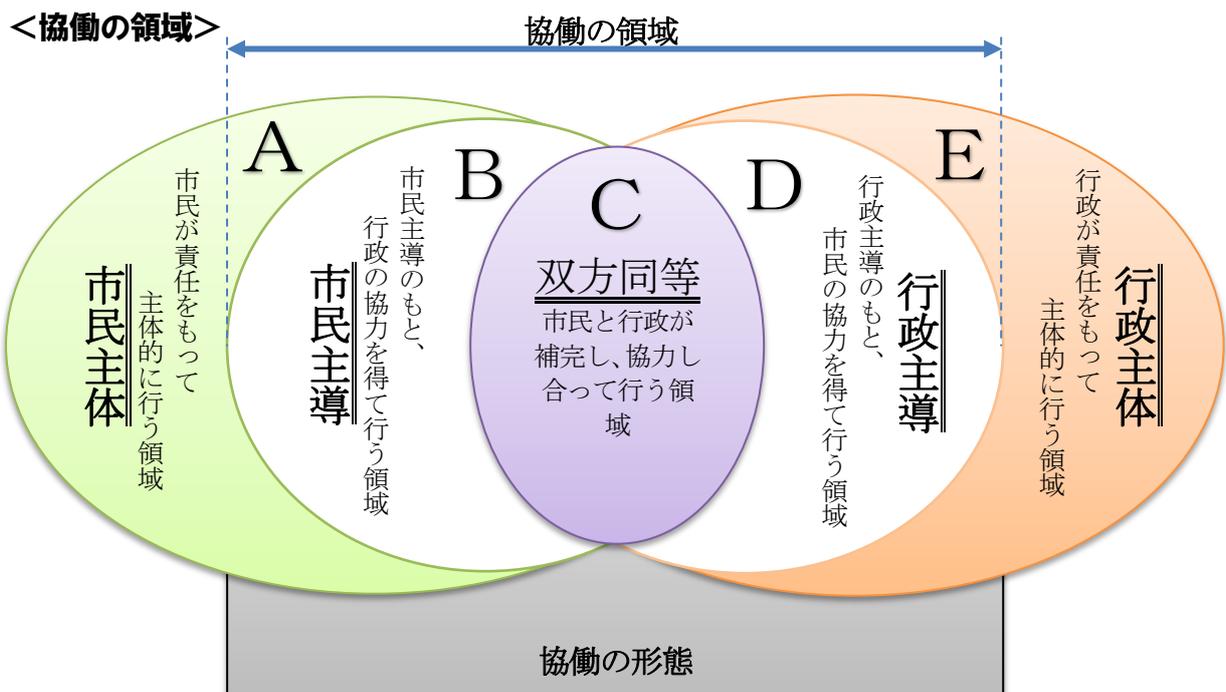
個人や家族で出来ないことは行政区で取り組み、行政区だけではできないことを地区の自治協議会の組織が補完するという考えで役割を確認し合っていけば、地区（校区）の実状にあったまちづくりが可能になります。



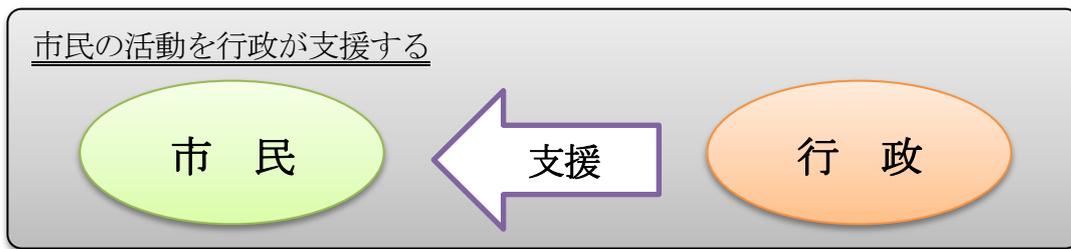
## 2. 協働のまちづくりの領域と形態

協働でまちづくりを進めるとき、それぞれの活動領域は次のようにあらかわすことができ、その活動において市民の領域と行政の領域が重なり合う部分があります。

この重なり合う領域が、市民と行政で目的や目標を共有し、協働しやすい領域となります。ただし、A、Eの領域も重要であり、市民と行政がそれぞれの領域で自立し、責任をもって活動していない限り、協働はうまくいきません。



(1) 市民主導について P28. 表中のB



例えば・・・

**【補助金、助成等】**

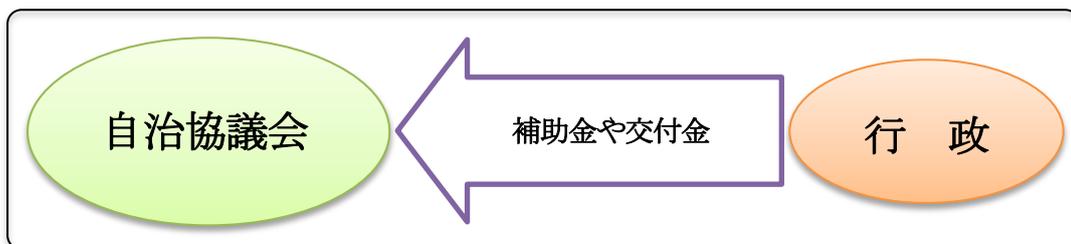
市民が主体的に取り組む事業で、公益上、必要であると認められる場合に、行政が資金を提供する方法で、市民がその特性を活かし、行政では対応困難な市民ニーズに対応できます。

**【財産活用】**

市民がより良いサービスを受けられるように、市民と行政が所有する施設や物品などを互いに提供し合います。特に行政は、公共施設や備品等について積極的に情報を発信し、活用しやすい環境の整備に努めます。

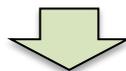
《市民主導形態の参考例》

地域コミュニティの活動に、行政から補助金や交付金をあてることで、各地区での地域課題の解決や活性化を図ります。この場合は、自治協議会（市民）と行政の協働という形態になります。



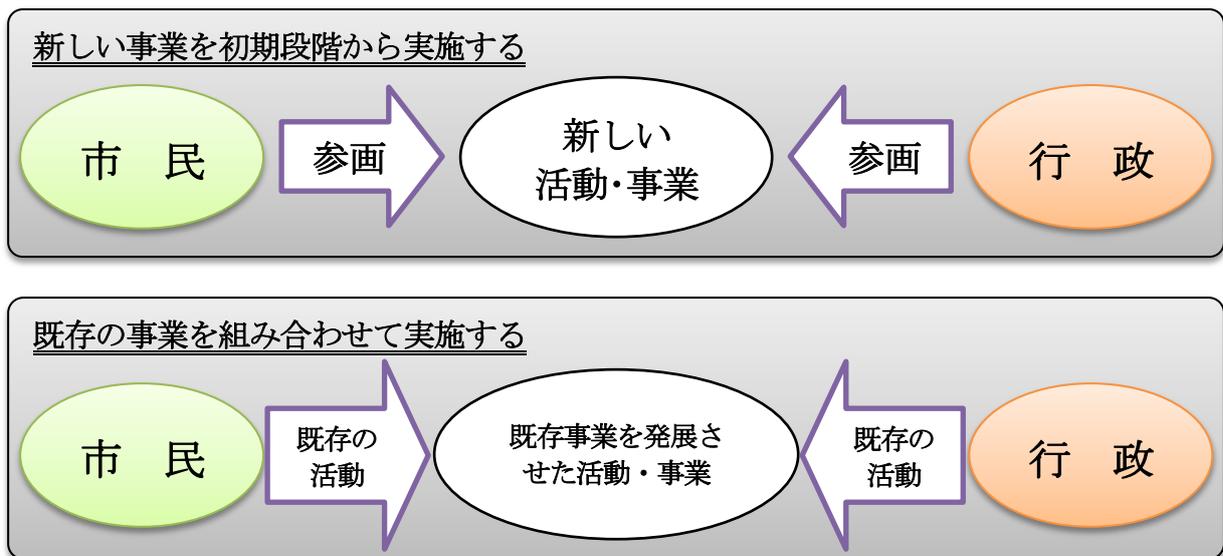
市民主導における協働のメリット

- 地域の実情を最も理解している地域住民の裁量により、行政主導による画一的なものではなく、それぞれの地域にあったきめ細やかな事業を実施できます。
- 住民間の連携や地域への関心が深まります。
- 用途を細かく限定しない補助金とすることで、財政的に効率的な運用ができます。



**地域課題の解決や地域活性化・住民自治の促進**

(2) 双方同等について P28. 表中のC



例えば・・・

**【事業への参加・参画】**

行政が事業を実施するにあたって、市民と企画立案段階から目的や情報を共有し、意見・提案をそれぞれが行います。この事でそれぞれの特性や技術、経験を活かし、市民ニーズに沿う事業を推進することができます。

**【実行委員会・共催等】**

市民と行政などの事業実施に関わる人々が集まり組織される実行委員会や、シンポジウム、催事等の共同開催という方法で名前を連ねることで、それぞれが責任を担いながら、人的ネットワークや専門的知識、資源を活用し、単独でおこなう事業よりも、より良い事業効果が期待できます。

**【情報提供・交換】**

市民と行政がそれぞれ所有する情報を相互に提供、交換し、情報を共有します。この事は相互理解を深め、課題の掘り起こしや事業計画の立案等を進める上で重要です。

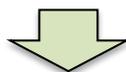
《双方同等形態の参考例》

市民まつり等を開催するとき、実行委員会に市民のみなさんが参加・参画し、その実行委員会と行政による共催でまつりを実施することで、事業に市民の意見が反映されるとともに、市民活動団体等も参画することができます。また、行政の事業目的である市民交流や市外へのPRなどが効果的に行われることが期待されます。この場合は、実行委員会(市民)、市民活動団体(市民)、行政の協働という形態になります。



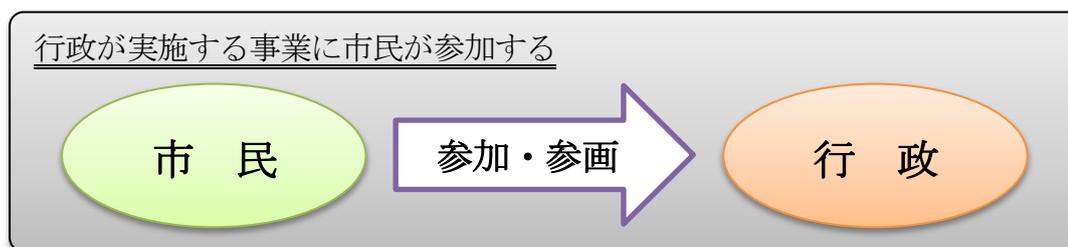
双方同等における協働のメリット

- 対話の機会が増え、お互いを知ることにより相互理解が深まります。
- それぞれの立場の意見が反映され、目的と目標を共有できます。
- それぞれが持つ人的ネットワークや財産を活用できます。



**市民が参加・参画しやすいまちづくりの推進・行財政改革**

(3) 行政主導について P28. 表中のD



例えば・・・

**【協働委託・指定管理者制度等】**

行政が責任をもって担うべき領域において、市民の有する専門性・柔軟性・機動性などを活用して、行政の一方的な下請けではなく、行政自らが実施するよりも委託をする方がより良い成果をあげられるという判断のもと、事業を委ねるものです。

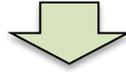
《行政主導形態の参考例》

子育て支援等において、専門性・機動性のあるNPO法人などに行政の事業を委託することで、専門的でスピーディーなサービスを提供できます。このことで受益者にとっては利用価値の高いサービスとなり、行政にとっては人員不足への対応や財政負担の軽減等に繋がります。この場合はNPO法人（市民）と行政の協働という形態になります。



## 行政主導における協働のメリット

- NPO等の専門性や機動性を活かし、受益者にとって満足度の高いサービス提供が期待できます。
- NPO等の活動が活性化することで、そこに参加・参画する市民の自己実現や活躍の場が広がります。
- 行政単独では対応が困難な事業も実施でき、NPO法人等は利益分配等がないことから財政負担の軽減も期待できます。



## 市民の力を活用した新しい公共サービスの提供・行財政改革

### 3. 推進の仕組み

#### (1) ルールづくり

市民活動の支援や協働を促進していくためには、本指針を具体的かつ効果的に進めるためのマニュアルを作成するとともに、さらに安定的かつ継続的に市民活動の支援や協働を促進していくため、条例化についての検討を行うなど、ルールづくりを行っていく必要があります。

##### ① マニュアルづくり

○本指針は「協働のまちづくり」を進めていくため、市民活動の基盤づくりを行うとともに、「市民と行政との協働」及び「市民相互の協働」の促進に努めていくための市の方針を明確にしています。

○指針を実効性のあるものにしていくには、指針に基づいて、どのように支援や協働を行っていくかといった具体的なルールづくりが必要となります。

○そこで、支援や協働を進めるためのマニュアルなど、その作成過程から市民や市民活動団体などと行政が協力して作成し、具体的な市民活動の支援及び協働の促進を図っていく必要があります。

##### ② 条例化に向けた検討

○さらに、安定的かつ継続的に市民活動を支援し、協働を促進していくため、条例化についても検討を行っていく必要があります。

#### (2) 推進体制づくり

より効果的に市民活動の支援や協働を促進するためには、それらを進める主管課（市民協働推進課）の機能充実や庁内の横断化など、庁内組織の充実を行うとともに、職員の意識啓発を図っていく必要があります。

また、本指針に実効性を持たせていくため、指針に基づいて検討を行うための庁外の組

織が必要となります。

### ① 庁内の推進体制の強化

#### <庁内組織の充実>

○市民活動や協働に関わる主管課（市民協働推進課）の機能充実を図るとともに、それらに関係する各部局を横断化するための「地域コミュニティ支援本部」組織を充実させ、お互いの情報を共有し、連携を図ることで分野を越えた課題への対応を行うなど、市民活動の支援や協働促進を全庁的に進める体制を整えていく必要があります。

○主管課（市民協働推進課）や横断組織などは、本指針に基づく施策を総合的に事業展開していけるよう連携していく必要があります。

### ② 職員の意識改革

○総合的に市民活動を支援し、協働を促進していくためには、職員は指針の趣旨や方向性を的確に理解し、実践していくことが求められることから、職員研修や人材交流を通じた職員の意識改革を行っていく必要があります。

○また、職員も市民個人としての側面を持っていることから、市民活動への理解を深めるためにも、職員の市民活動への参加を積極的に推進していく必要があります。

### ③ 市民活動支援・協働促進のための会の設置（庁外組織）

○今後、指針に基づいて展開される施策などについて幅広い立場から意見を求められるよう、市民や市民活動団体、学識経験者などで構成する会を設置していく必要があります。

## おわりに

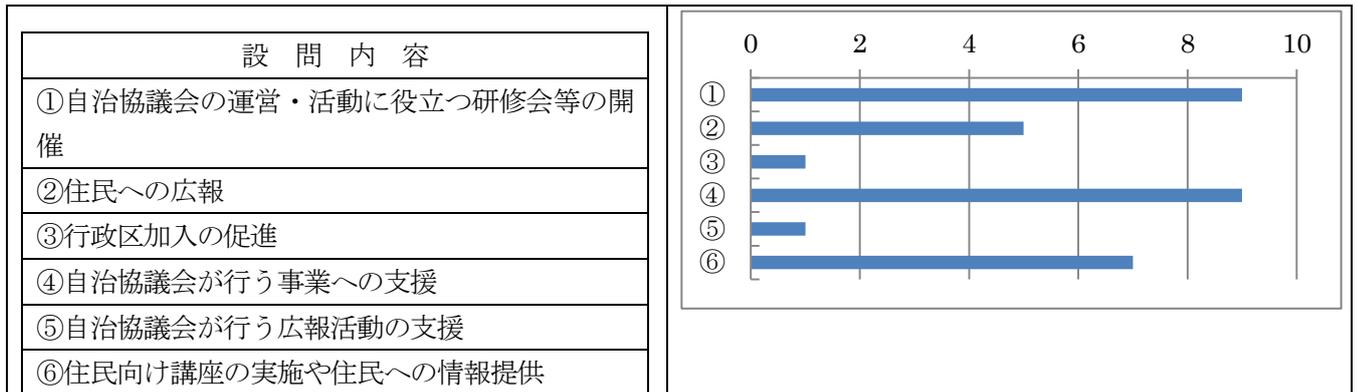
うきは市の「協働のまちづくり」への取り組みは、まだ始まったばかりです。

これまで、それぞれの立場でまちづくりを担ってきた私たちですが、これからは、同じ認識のもとでお互いが助け合い、できることを補完しあいながら、自分たちのまちをつくっていきましょう。



## 自治協議会組織・運営等のアンケート結果

### 問1. 「自治協議会の自治の確立」に向けた取り組みに必要なこと

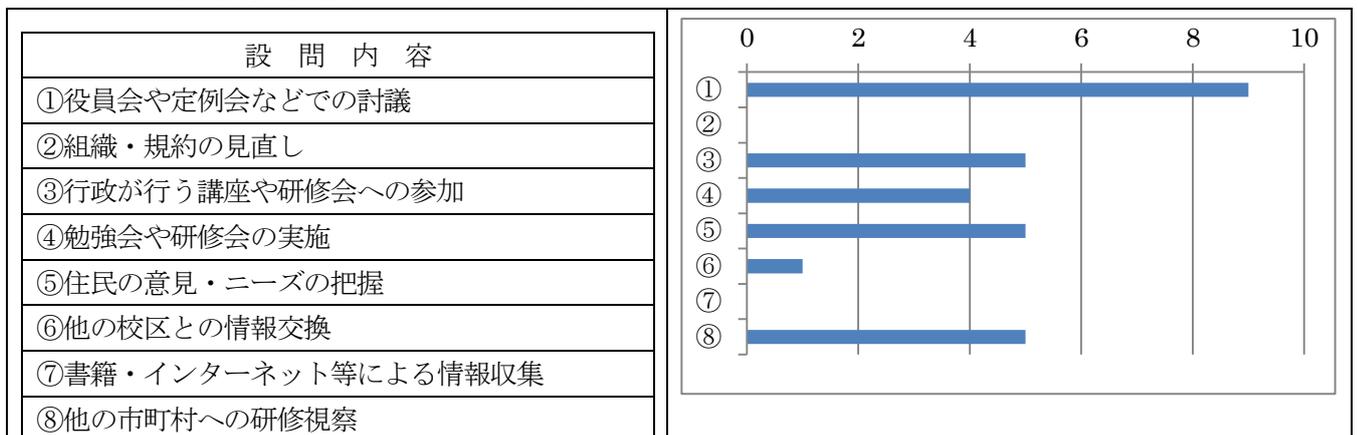


[課題]

[取り組み]

①自治協議会の運営・活動に役立つ研修会等の開催	<input type="radio"/> 研修会等の実施 (C)
④自治協議会が行う事業への支援	<input type="radio"/> 事業への支援内容の検討 (B)
⑥住民向け講座の実施や住民への情報提供	<input type="radio"/> まちづくり推進のための講座実施 (B)
②住民への広報	<input type="radio"/> 各種情報の提供 (B)

### 問2. 「自治協議会」を充実していくために取り組んでいること

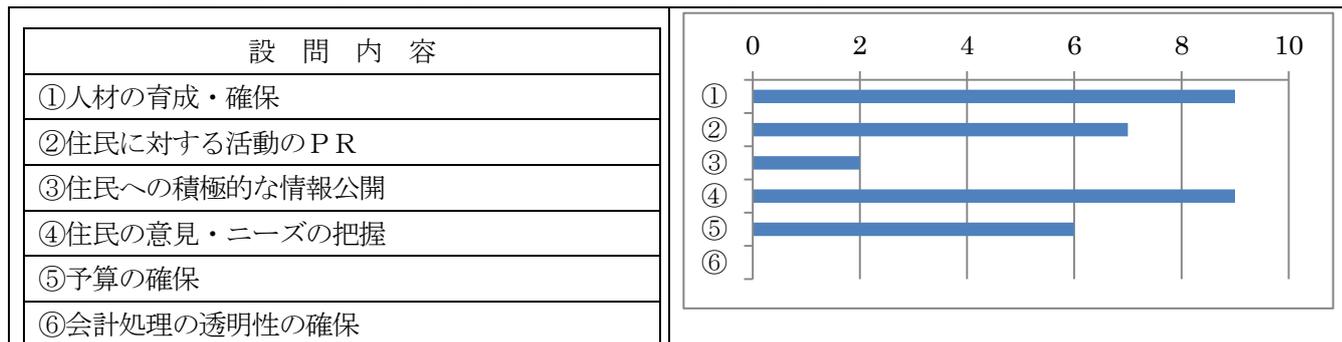


[課題]

[取り組み]

①役員会や定例会などでの討議	<input type="radio"/> 役員会や定例会の充実 (A)
③行政が行う講座や研修会への参加	<input type="radio"/> 講座や研修会の開催 (B・C)
⑤住民の意見・ニーズの把握	<input type="radio"/> 住民の意見・ニーズ把握の方策検討 (C)
⑧他の市町村への研修視察	<input type="radio"/> 研修視察の検討 (B)

### 問3. 「自治協議会」の運営や活動を充実させるために必要だと思うこと

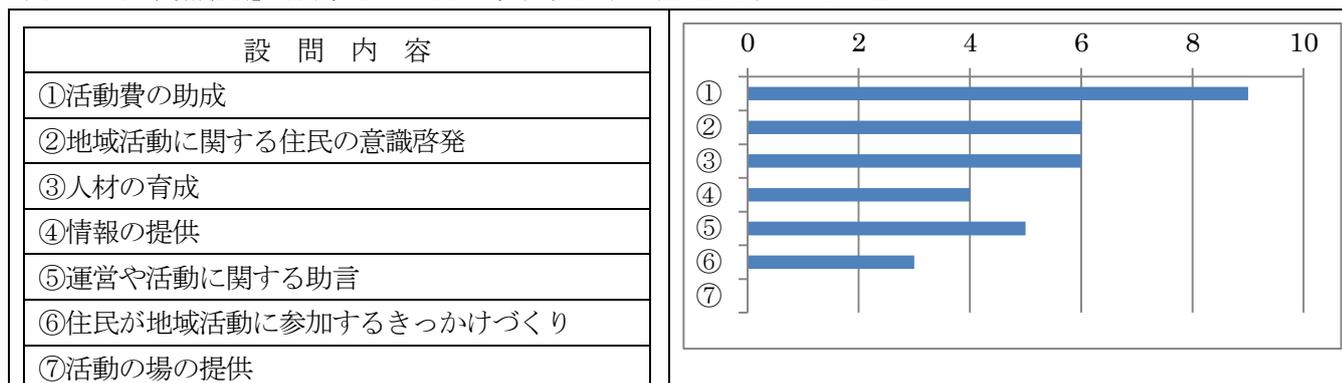


[課題]

[取り組み]

①人材の育成・確保	<input type="radio"/> 人材の育成・確保（発掘）のための方策検討（A） <input type="radio"/> 住民の意見・ニーズ把握のための方策検討（C） <input type="radio"/> 住民に対する活動のPRの実施（B） <input type="radio"/> 事業（活動）内容と予算確保のための協議（B・C）
④住民の意見・ニーズの把握	
②住民に対する活動のPR	
⑤予算の確保	

### 問4. 「自治協議会」活動充実のために、行政が取り組む必要があること



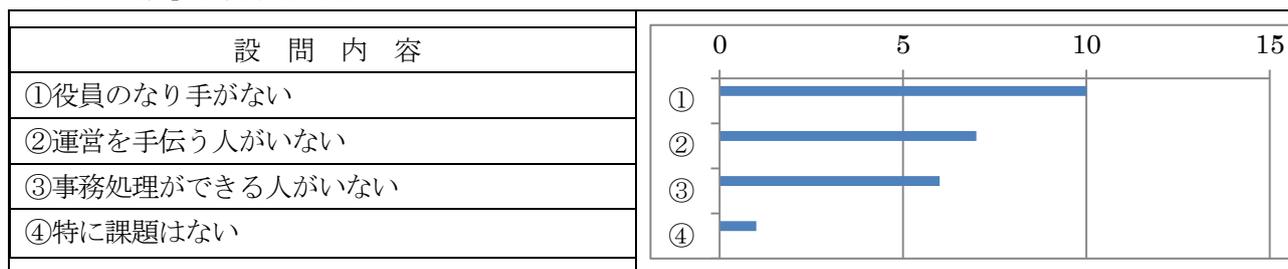
[課題]

[取り組み]

①活動費の助成	<input type="radio"/> 自治協議会事業（活動）と活動費の在り方の検討（B） <input type="radio"/> 住民の意識啓発のための方策検討（B） <input type="radio"/> 人材の育成・確保（発掘）のための方策検討（A） <input type="radio"/> 運営や活動の在り方の検討（C）
②地域活動に関する住民の意識啓発	
③人材の育成	
⑤運営や活動に関する助言	

### 問5. 「自治協議会」の運営や活動にあたっての課題

(1) 「人材」に関する課題



[課題]

[取り組み]

①役員のなり手がいない ②運営を手伝う人がいない ③事務処理ができる人がいない	○人材の育成・確保（発掘）のための方策検討（ <b>A</b> ） ○住民啓発や組織的な取り組みの検討（ <b>B</b> ） ○技能を学ぶための工夫（ <b>A</b> ）
---	---

(2) 「住民」に関する課題

設 問 内 容													
①アパートなどの集合住宅との交流が図りに	<table border="1"> <caption>設問内容のスコア</caption> <tr><th>設問内容</th><th>スコア</th></tr> <tr><td>①</td><td>4</td></tr> <tr><td>②</td><td>8</td></tr> <tr><td>③</td><td>8</td></tr> <tr><td>④</td><td>5</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>0</td></tr> </table>	設問内容	スコア	①	4	②	8	③	8	④	5	⑤	0
設問内容		スコア											
①		4											
②		8											
③		8											
④	5												
⑤	0												
②活動への参加者が少ない													
③自治協議会の活動に住民の十分な理解が得られない													
④新旧の住民の交流が図りにくい													
⑤特に課題はない													

[課題]

[取り組み]

②活動への参加者が少ない ③自治協議会の活動に住民の十分な理解が得られない ④新旧の住民の交流が図りにくい	○参加しやすい活動や推進体制の工夫（ <b>B</b> ） ○住民への情報提供（ <b>B</b> ） ○事業情報や交流の場づくりの工夫（ <b>C</b> ）
---	--

(3) 「運営」に関する課題

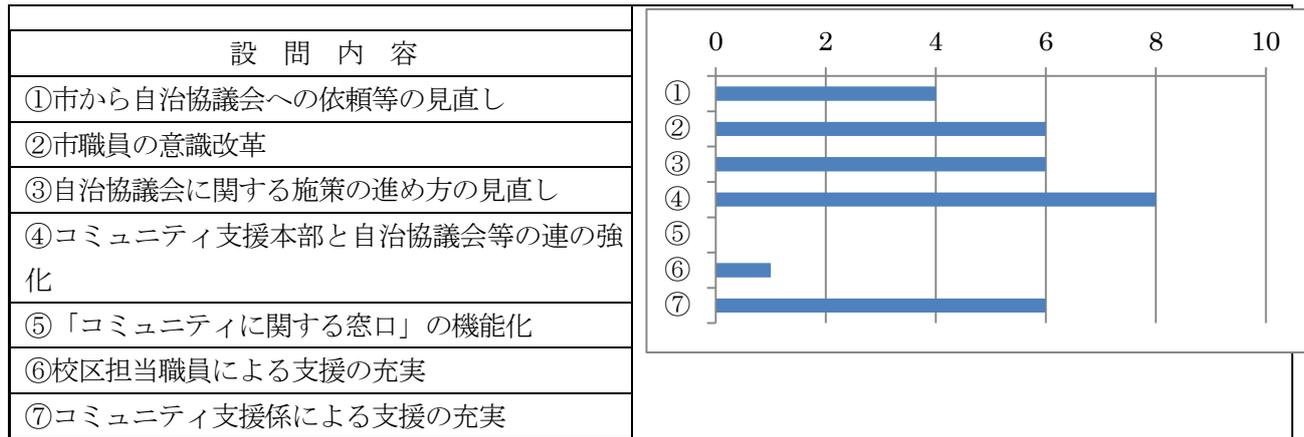
設 問 内 容																	
①予算が足りない	<table border="1"> <caption>設問内容のスコア</caption> <tr><th>設問内容</th><th>スコア</th></tr> <tr><td>①</td><td>5</td></tr> <tr><td>②</td><td>4</td></tr> <tr><td>③</td><td>5</td></tr> <tr><td>④</td><td>2</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>4</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>0</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>2</td></tr> </table>	設問内容	スコア	①	5	②	4	③	5	④	2	⑤	4	⑥	0	⑦	2
設問内容		スコア															
①		5															
②		4															
③		5															
④		2															
⑤		4															
⑥	0																
⑦	2																
②自治協議会に参加している団体間の連携が難しい																	
③事務処理の体制が十分でない																	
④会合や催しを行える場所が少ない																	
⑤ノウハウがない																	
⑥校区内に自治協議会に参加していない団体が多い																	
⑦特に課題はない																	

[課題]

[取り組み]

①予算が足りない ③事務処理の体制が十分でない ②自治協議会に参加している団体間の連携が難しい ⑤ノウハウがない	○事業（活動）内容の検討（ <b>B・C</b> ） ○事務処理に関する内容の検討と指導の工夫（ <b>A・D</b> ） ○組織運営上の課題検討（ <b>B・C</b> ） ○運営に必要な管理・技術の検討（ <b>B・D</b> ）
---	--

問6. 「自治協議会」と市の協働に向けた取り組みの必要性

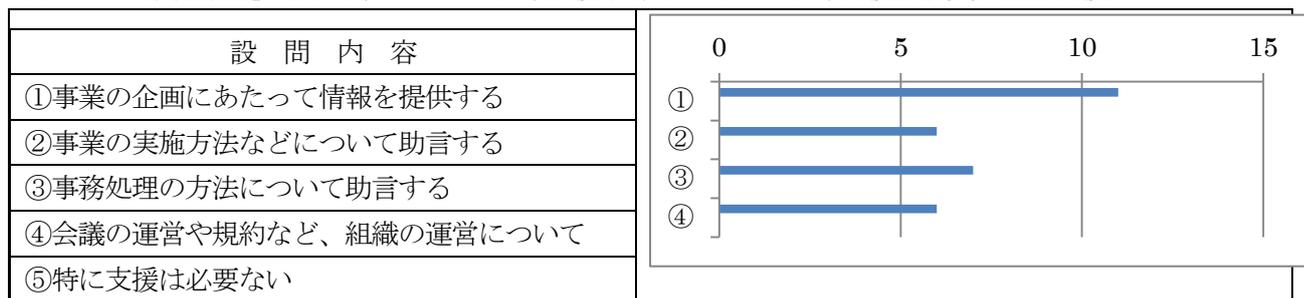


[課題]

[取り組み]

④コミュニティ支援本部と自治協議会等の連携の強化 ②市職員の意識改革 ③自治協議会に関する施策の進め方の見直し ⑦コミュニティ支援係による支援の充実	○支援本部と自治協議会の連携検討 (B) ○職員研修の実施 (B) ○協働のまちづくり施策の検討 (B) ○支援内容の検討 (B・D)
---	--

問7. 「自治協議会」として、コミュニティ支援本部やコミュニティ支援係職員に望む支援



[課題]

[取り組み]

①事業の企画にあたって情報を提供する ③事務処理の方法について助言する ②事業の実施方法などについて助言する ④会議の運営や規約など、組織の運営について	○支援本部や係会の充実 (B・D) ○研修会等の実施 (D) ○事業内容の検討 (C・D) ○組織運営の検討 (A・B)
---	---

問8. あなたの所属する「自治協議会」における課題や問題点があれば自由にご記入ください。

<p>1. 組織づくりに関すること・・・○行政と自治協議会の関わり ○区長委嘱問題 (区長の役割と職務) ○事務局体制の充実</p> <p>2. 活動づくりに関すること・・・○行政と自治協の施策検討会 ○公用車の導入 ○地域課題 (過疎化・少子高齢化) の解決 ○住民啓発 ○高齢化対策 ○過疎化・少子高齢化対策 ○男女共同参画の推進</p> <p>3. 人材育成に関すること・・・○人材の発掘と育成</p> <p>4. その他・・・○施設の拡充</p> <p>(A～Dで対応する)</p>
---

問9. コミュニティ支援係に対して、上記されたこと以外で要望などがあれば自由に記入ください。

1. 組織づくりに関すること

○支援本部の在り方      ○定期的な支援本部と協議会との会議      ○会長・事務局長会議の開催方法  
○区長委嘱廃止問題に関する協議      ○コミュニティ支援係の積極的な支援

2. 活動づくりに関すること

○運営費等の協議      ○若い人が働ける仕組みづくり      ○地域でのワークショップの開催  
○啓発のための情報

**(A～Dで対応する)**

## 市民協働推進課 コミュニティ支援係の取り組み

この各自治協議会組織・運営等に関する「アンケート」を実施したことにより、「協働のまちづくり」推進上の課題や問題点を明らかにすることができました。

今後、市民協働推進課 コミュニティ支援係として、以下の4つの視点から取り組みを推進することで、「協働のまちづくり」の更なる推進をめざしていきます。

### 【 4つの視点 】

(A)「協働のまちづくり」推進上の課題を、①**組織づくり**、②**活動づくり**、③**人材育成**の面から捉え具体的な対応策を検討していきます。

- ①「**組織づくり**」の具体化を行います。
- ②「**活動づくり**」の具体化を行います。
- ③「**人材育成**」の具体化を行います。

(B)「協働のまちづくり」を推進していく方向や具体的な取り組みを明確にするための「**協働のまちづくり推進指針**」や「**協働のまちづくり手引き**」等を作成していきます。

- ①「**協働のまちづくり推進指針**」の見直しと啓発を行います。
- ②「**協働のまちづくり手引き**」（リーフレット）の作成と啓発を行います。

(C)各自治協議会における、「協働のまちづくり」を具体化していくための「**地域計画**」の**策定**に向けた取り組みを推進していきます。

- ①「**地域計画**」の**策定**を行います。

(D)その他、各「自治協議会」より課題や問題点、要望として、提案されている事項を解決するための取り組みを行なっていきます。

- ①**各自治協議会からの課題や問題点、要望の解決を図って行きます。**

## 目次

第 1 章	総則(第 1 条・第 2 条)
第 2 章	基本原則(第 3 条―第 6 条)
第 3 章	市民の権利(第 7 条―第 11 条)
第 4 章	役割と責務(第 12 条―第 15 条)
第 5 章	情報の共有化(第 16 条―第 18 条)
第 6 章	交流と連携(第 19 条―第 21 条)
第 7 章	総合計画(第 22 条―第 24 条)
第 8 章	条例の位置付け(第 25 条―第 27 条)
	附則

## 前文

私たちの愛するうきは市は、美しいやまなみの耳納連山と雄大な流れの筑後川に抱かれた、水と緑のふる里です。豊かな水の恵みに育まれて、先人たちは互いに支え合い自然と共存しながら、さまざまな歴史と文化を創りあげてきました。こうした人と人、人と自然とのつながりを大切にする心が豊かな暮らしを生み、温もりと人情のあふれるまちを築いてきたのです。

私たちうきは市民は、このようなかけがえのない宝物を、未来を担う子どもたちへ、ありのままに受け伝えながら、誰もが幸せを感じる心豊かなうきは市を創らなければなりません。そのために、市民一人ひとりが誇りを持ってまちづくりの主役となり、自らの地域は自らが築いていく地域社会の実現を目指し、ここに協働のまちづくり基本条例を定めます。

## 第 1 章 総則

### (目的)

第 1 条 この条例は、うきは市の自治に関する基本的事項を定め、まちづくりにおける市民の権利や市民と市それぞれの役割と責務を明らかにすることにより、協働のまちづくりを実現していくことを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 市民 うきは市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) まちづくり うきは市の創造のために必要な計画や活動をいう。
- (3) 協働 市民と市がそれぞれに果たすべき役割と責務を自覚し、互いに協力し合うことをいう。
- (4) コミュニティ 地域性や生活形態等を基盤として形成された多様なつながりであり、市民が主体性をもって活動する集団及び組織をいう。
- (5) 参加 まちづくりに市民が主体的に関わることをいう。

## 第 2 章 基本原則

### (市民の権利)

第 3 条 すべての市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

### (役割と責務)

第 4 条 市民と市は、まちづくりにおいて、それぞれの役割と責務を自覚し、積極的に活動していくことを基本としなければならない。

(情報の共有化)

第5条 市民と市は、まちづくりにおいて、情報を共有することを基本としなければならない。

(交流と連携)

第6条 市民と市は、まちづくりにおいて、世代や地域を超えた交流と連携を推進していくことを基本としなければならない。

### 第3章 市民の権利

(まちづくりへの参加)

第7条 すべての市民は、互いの人権を尊重し、それぞれの立場でまちづくりに参加できるよう配慮しなければならない。

(学習の権利)

第8条 すべての市民は、まちづくりに関して自ら思考し行動するために、学習する権利を有する。

(委員の公募)

第9条 市は、まちづくりに関する審議会や委員会等に、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

(青少年の参加)

第10条 市民と市は、青少年がそれぞれの年齢にふさわしい形でまちづくりに参加できるよう配慮しなければならない。

(まちづくり活動の推進)

第11条 市は、市民による自主自立的なまちづくり活動に対する支援に努めるとともに、その活動を尊重しなければならない。

### 第4章 役割と責務

(市民の役割と責務)

第12条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、自らの意思と責任において積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、その役割を自覚し、市民の意思が適切に市政に反映されるよう活動しなければならない。

2 議員は、常に市民の代表者としての品格と倫理を重んじ、自己研鑽に努めるとともに、自らの活動を積極的に市民に公開するよう努めなければならない。

(市長の役割と責務)

第14条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを深く認識し、公正かつ誠実に職務を執行しなければならない。

2 市長は、執行機関の長として、この条例の理念を尊重し、協働のまちづくりを推進するよう必要な措置を講じなければならない。

(市職員の役割と責務)

第15条 市職員は、公務員として自己啓発に努め、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 市職員は、まちづくりにおける市民との連携に努めるとともに、自らも一市民として、まちづくりに積極的に参加しなければならない。

### 第5章 情報の共有化

(情報の公開)

第16条 市は、まちづくりに関する市民の知る権利を保障し、必要な情報を積極的に市民に公開しなければならない。

(意思決定の明確化)

第17条 市は、まちづくりに関する施策の内容や政策決定の過程を、市民に明らかにするよう努めなければならない。

(市民からの提言)

第18条 市は、市民の意見や提言等がまちづくりに反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 交流と連携

(コミュニティの育成と支援)

第19条 市民は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手であることを認識し、それを守り育てるよう努めなければならない。

2 市は、コミュニティの自主性と自立性を尊重し、その活動に対して必要に応じて支援することができる。

(交流と連携の促進)

第20条 市民は、まちづくりにおいて、他の市町村との地域間交流や国際交流に努め、そこで得た経験や知識をまちづくり活動に反映させなければならない。

2 市は、市民の交流と連携を促進するため、必要に応じて支援することができる。

(広域行政の推進)

第21条 市は、長期的かつ総合的な視点から、まちづくりに関する共通課題について、他の自治体や国と相互に連携を推進するよう努めなければならない。

## 第7章 総合計画

(総合計画の策定)

第22条 市は、この条例の理念や規定に従って総合計画を策定し、その内容をわかりやすく市民に説明しなければならない。

(総合計画の実施)

第23条 市は、総合計画の実施にあたって広く市民の参加を求め、計画の進捗状況を適切に管理するよう努めなければならない。

(総合計画の評価)

第24条 市は、総合計画の評価にあたって広く市民の参加を求め、客観的な評価に努めなければならない。

## 第8章 条例の位置付け

(最高規範性)

第25条 この条例は、住民自治に関する基本条例であり、他の条例や規則等を制定及び改廃する場合には、この条例の理念や規定を最大限に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第26条 市は、この条例の理念や規定に従って、他の条例や規則等を体系的に整備するよう努めなければならない。

(条例の見直し)

第27条 市は、この条例の制定後、5年を超えない期間ごとに条例の内容等を検討し、必要に応じて見直しを行うものとする。

2 この条例を見直す場合には、市民から公募された委員による事前の検討を行い、その内容は市民の意見が反映されたものでなければならない。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)  
第 2 章 コミュニティセンター(第 3 条―第 16 条)  
第 3 章 自治協議会(第 17 条―第 19 条)  
第 4 章 自治協議会活動支援(第 20 条―第 22 条)  
附則

第 1 章 総則

(目 的)

第 1 条 この条例は、まちづくり推進のための拠点施設の設置及び協働のまちづくりを推進するために必要な事項を定めることにより、うきは市協働のまちづくり基本条例(平成 19 年うきは市条例第 1 号)の理念を実現することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 市民 うきは市内に在住、在勤、在学する個人及び市内に事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) まちづくり うきは市の創造のために必要な計画や活動をいう。
- (3) 協働 市民と市がそれぞれに果たすべき役割と責務を自覚し、互いに協力し合うことをいう。
- (4) 自治協議会 市内小学校区(山間部においては地区)単位に組織された行政区(自治会)の共同体をいう。

第 2 章 コミュニティセンター

(コミュニティセンターの設置)

第 3 条 まちづくり推進のための拠点施設として、自治協議会毎にコミュニティセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び所在地)

第 4 条 センターの名称及び所在地は、別表第 1 のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第 5 条 センターの管理は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定を受けた法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者の指定)

第 6 条 前条の規定に基づく指定管理者は、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 17 年うきは市条例第 206 号)第 6 条の規定により指定されたものとする。

(指定管理者が行う業務)

第 7 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用の許可及び利用の許可の取消し等に関すること。
- (2) センターの利用料金の徴収及び利用料金の還付等に関すること。
- (3) センター及び附属設備等の維持管理及び補修に関すること。
- (4) その他前 3 号に付随又は関連すること。

(指定管理者が行う管理の基準)

第 8 条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いセンターの管理を行わなければならない。

(開館時間及び休館日)

第9条 センターの開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 センターの休館日は、12月28日から翌年1月3日までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(利用の許可)

第10条 センターの施設・設備等(以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長又は指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長又は指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。

(1) 施設等内の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第3条の規定により指定された暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 長期間にわたる継続利用により、他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長又は指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第11条 市長又は指定管理者は、前条第1項の許可をした後において、同条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき、又は同条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくは利用を停止させ、又は同項の許可に付した条件を変更することができる。この場合において、利用者が損害を受けても、市長又は指定管理者は、その責めを負わない。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 前条第1項の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により前条第1項の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認められるとき。

(使用料)

第12条 利用者は、当該施設を利用する場合は別表第2に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、国若しくは地方公共団体が利用する場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

2 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

3 市長は、利用者が第3条に規定する設置目的に沿ってセンターを利用する場合において、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用料金等)

第13条 前条の規定にかかわらず、第5条の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、利用料金を納めなければならない。

2 利用料金の額は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、別表第2に定める額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることができる。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 3 市長は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした利用料金の額を公示するものとする。
- 4 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。
- 5 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。
- 6 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(入館の制限)

第14条 市長又は指定管理者は、管理運営上支障があると認めるときは、入館を拒み、又は退館させることができる。

(損害賠償)

第15条 センターの入館者又は利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長又は指定管理者の指示に従い、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第16条 指定管理者は、個人情報の漏えいの防止その他保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者又はその業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第3章 自治協議会

(自治協議会)

第17条 まちづくり推進のための自治組織として、市内小学校区（山間部においては地区）単位に地区公民館活動を継承発展させた自治協議会を組織する。

2 自治協議会は、全ての地域住民で構成し、その運営は各自治協議会で定めるものとする。

3 市民は、自治協議会に参画し、豊かな地域社会を協働して築いていくよう努めるものとする。

4 自治協議会の名称及び対象区域は、別表第3のとおりとする。

(自治協議会の事業)

第18条 自治協議会は、まちづくりを推進するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 防犯及び防災に関すること。
- (2) 生涯学習活動に関すること。
- (3) 環境及び景観の保全に関すること。
- (4) 人権教育・啓発に関すること。
- (5) 福祉及び健康増進に関すること。
- (6) 高齢者等の生きがいづくりに関すること。
- (7) 青少年の健全育成に関すること。
- (8) 男女共同参画社会の推進に関すること。
- (9) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (10) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (11) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (12) その他特に必要があると各自治協議会が認めること。

(自治協議会連絡会)

第19条 各自治協議会間及び市との連絡・調整をする機関として、自治協議会連絡会を設置する。

### 第4章 自治協議会活動支援

(活動支援)

第20条 市長は、自治協議会活動の推進を図るため、内部組織を設置し、必要な活動支援を行うものとする。

(財政的支援)

第21条 市長は、自治協議会活動の推進を図るため、予算の範囲内で活動資金の助成その他の必要な財政的支援を行うものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(うきは市公民館条例の廃止)

2 うきは市公民館条例(平成17年うきは市条例第92号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日の前日までに、うきは市公民館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

### 別表第1(第4条関係)

	名 称	所 在 地
1	御幸コミュニティセンター	うきは市浮羽町朝田 389 番地 3
2	山春コミュニティセンター	うきは市浮羽町山北 783 番地
3	大石コミュニティセンター	うきは市浮羽町古川 479 番地
4	妹川コミュニティセンター	うきは市浮羽町妹川 2329 番地 5
5	新川コミュニティセンター	うきは市浮羽町新川 2515 番地
6	小塩コミュニティセンター	うきは市浮羽町小塩 2548 番地 1
7	田籠コミュニティセンター	うきは市浮羽町田籠 1151 番地 1
8	江南コミュニティセンター	うきは市吉井町新治 1063 番地 1
9	千年コミュニティセンター	うきは市吉井町千年 245 番地 1
10	福富コミュニティセンター	うきは市吉井町福益 1607 番地 1
11	吉井コミュニティセンター	うきは市吉井町 699 番地 1

### 別表第2(第12条関係)

各室使用料(1時間当たり)

施設名	名称/区分	使用料		冷暖房料	
		市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合	市内のものが利用する場合	市外のものが利用する場合
御幸コミュニティセンター	1階洋室	120円	180円	100円	150円
	1階和室	120円	180円	100円	150円
	2階大会議室	370円	550円	200円	300円
	2階和室	120円	180円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
山春コミュニティセンター	1階大広間(洋室)	370円	550円	200円	300円

	1階洋室研修室	240円	370円	200円	300円
	1階第1和室	120円	180円	100円	150円
	1階第2和室	120円	180円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
大石コミュニティセンター	1階大広間	240円	370円	200円	300円
	1階第1和室	120円	180円	100円	150円
	1階第2和室	60円	90円	100円	150円
	2階大広間	240円	370円	200円	300円
	2階洋室	60円	90円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
妹川コミュニティセンター	1階大広間	240円	370円	200円	300円
	1階和室	60円	90円	100円	150円
	調理室	60円	90円	100円	150円
新川コミュニティセンター	1階大広間	240円	370円	200円	300円
	1階和室	60円	90円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
小塩コミュニティセンター	1階大広間	240円	370円	200円	300円
	1階第1和室	120円	180円	100円	150円
	1階第2和室	60円	90円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
田籠コミュニティセンター	1階第1和室	60円	90円	100円	150円
	1階第2和室	60円	90円	100円	150円
	2階大広間	240円	370円	200円	300円
	調理室	120円	180円	100円	150円
江南コミュニティセンター	1階大広間	240円	370円	200円	300円
	1階会議室(洋室)	120円	180円	100円	150円
	1階和室	120円	180円	100円	150円
	2階会議室(洋室)	120円	180円	100円	150円
	調理室	120円	180円	100円	150円
千年コミュニティセンター	大ホール	370円	550円	200円	300円
	会議室(中)	120円	180円	100円	150円
	会議室(小)	120円	180円	100円	150円
	和室	240円	370円	200円	300円
	調理室	240円	370円	200円	300円
福富コミュニティ	1階会議室	240円	370円	200円	300円

イセンター	1階小会議室	60円	90円	100円	150円
	1階ホール	240円	370円	200円	300円
	1階和室	60円	90円	100円	150円
吉井コミュニティセンター	第1研修室	120円	180円	100円	150円
	第2研修室	120円	180円	100円	150円
	第3研修室	240円	370円	100円	150円

備考

1. 利用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間とみなす。
2. 「市外のもの」とは、本市に居住する者又は本市に主たる活動拠点を有する団体以外のものをいう。
3. 使用料については、消費税及び地方消費税を含むものとする。
4. 営利を目的とした使用料は、規定料金の3倍を徴収する。ただし、市内の事業所が利用する場合は、
  1. 5倍(算出額の10円未満の端数は切り捨てる。)とする。

別表第3(第16条関係)

	名 称	対象区域
1	御幸地区自治協議会	浮羽町御幸地区
2	山春地区自治協議会	浮羽町山春地区
3	大石地区自治協議会	浮羽町大石地区
4	妹川地区自治協議会	浮羽町妹川地区
5	新川地区自治協議会	浮羽町新川地区
6	小塩地区自治協議会	浮羽町小塩地区
7	田箆地区自治協議会	浮羽町田箆地区
8	江南地区自治協議会	吉井町江南地区
9	千年地区自治協議会	吉井町千年地区
10	福富地区自治協議会	吉井町福富地区
11	吉井地区自治協議会	吉井町吉井地区

## 〇うきは市自治組織条例施行規則

(平成 26 年 3 月 12 日規則第 9 号)

改正 平成 26 年 5 月 14 日規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、うきは市自治組織条例（平成 25 年うきは市条例第 38 号。以下「条例」という。）の施行に関し、コミュニティセンターの管理運営及び各自治組織の運営に必要な事項を定めるものとする。  
(施設利用の申請及び許可)

第 2 条 条例第 10 条第 1 項の規定によりコミュニティセンターの施設・設備等（以下「施設等」という。）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、コミュニティセンター利用許可申請書（様式第 1 号。以下「利用許可申請書」という。）を市長又は指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の利用許可申請書の提出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に行わなければならない。

(1) 地区内者（各自治協議会の対象区域内に居住する者、同区域内の事業所に勤務する者及び同区域内の事業所をいう。） 利用する日の 3 箇月前の日が属する月の初日から利用日を含めた 7 日前まで

(2) 地区外者（前号に規定する者以外の者をいう。） 利用する日の 3 箇月前の日が属する月の初日から利用日を含めた 7 日前まで

3 市長又は指定管理者は、利用を許可したときは、利用許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

4 利用許可を受けた者は、条例に定める使用料又は利用料金をその利用前に納入しなければならない。ただし、市長又は指定管理者が認めるときは、この限りでない。

(使用料又は利用料金の還付)

第 3 条 条例第 12 条第 2 項及び第 13 条第 6 項の規定により使用料又は利用料金を還付できる場合は、次のいずれかに該当するときとする。

(1) 災害その他利用者の責によらない事由により利用できなくなったとき。

(2) 申請者が、使用する日の前日から起算して 3 日前（休館日を除く。）までに使用の取りやめを申し出たとき。

(3) その他市長又は指定管理者が特に還付の必要があると認めたとき。

2 使用料又は利用料金の還付を受けようとする者は、前項各号の規定に該当することになった日から起算して 10 日以内に、使用料等還付申請書（様式第 3 号）に許可書を添えて市長又は指定管理者に提出しなければならない。

3 市長又は指定管理者は、前項の申請を承認したときは、納入された使用料又は利用料金を還付するものとする。

(使用料又は利用料金の減免)

第 4 条 市長又は指定管理者は、次の各号に掲げるものが施設等を利用する場合に、使用料又は利用料金を全額免除することができる。

(1) うきは市又はうきは市教育委員会が主催又は共催する事業

(2) うきは市立小中学校の教育活動

(3) うきは市立保育所（園）、うきは市内の認可保育所（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づき設置された保育所をいう。）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき設置された幼稚園の教育活動

(4) うきは市内の障害者団体等が主催し、障害者のために開催され、相当数の障害者が参加する活動

(5) うきは市体育協会及びうきは市文化協会が主催する行事

- (6) 行政区が主催する活動
- (7) うきは市立小中学校PTA、子ども会及び老人クラブが主催する活動
- (8) うきは市又はうきは市教育委員会が育成、支援する団体が、本来の目的となる事業のために使用する場合
- (9) うきは市社会教育関係団体の認定に関する訓令（平成21年教育委員会訓令第6号）により、社会教育関係団体として認定された団体が、まちづくり又はボランティア活動等の公共又は公益目的で使用する場合
- (10) その他市長又は指定管理者が特に必要と認めたとき。

2 市長又は指定管理者は、うきは市体育協会及びうきは市文化協会に加盟する団体が会員の趣味及び教養的活動（文化・スポーツ・レクリエーション活動等）でコミュニティセンターを利用する場合その他市長又は指定管理者が特に必要と認めた場合に、使用料又は利用料金を半額とすることができる。

（減免の手続）

第5条 使用料又は利用料金の減免を受けようとするものは、利用許可申請書を提出する際に減免の要件を満たすことを証する資料を添付して減免の決定を受けなければならない。ただし、市長又は指定管理者が認めるときは、この限りでない。

（指定管理者に管理を行わせる場合の経過措置）

第6条 条例第5条の規定によりコミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がコミュニティセンターの管理を行うこととされた期間前に市長に対してなされた許可の申請その他の行為は、当該指定管理者に対してなされた許可の申請その他の行為とみなす。

2 条例第5条の規定によりコミュニティセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がコミュニティセンターの管理を行うこととされた期間前に市長が行った許可その他の行為は、当該指定管理者が行った許可その他の行為とみなす。

（利用者の心得）

第7条 コミュニティセンターを利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 他の利用者に迷惑をかけること。
- (2) 施設等を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (3) 許可なく動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）又は危険物を持ち込まないこと。
- (4) 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (5) 許可なく物品の販売若しくは展示又は広告物の掲示若しくは配布その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 館内を不潔にしないこと。
- (7) 許可なく壁、柱等に貼り紙、釘打ち等をしないこと。
- (8) 施設等の利用を終えたときは、これを原状に復し、又は所定の場所に返還すること。
- (9) コミュニティセンターの維持管理上設けた施設等で一般の利用に供していない場所に立ち入らないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、管理上の必要から市長又は指定管理者が行う指示又は指導に従うこと。

2 団体で利用するときの代表者は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) コミュニティセンターの利用人員は、当該施設の所定人員を超えないこと。
- (2) 火災、盗難、人身事故その他の事故防止に努めること。
- (3) 施設等を利用する者に前項各号に規定する事項を守らせること。

(4) 前項各号の規定の実施のために行った指導等に従わない者に対して、必要な措置をとること。

(利用後の点検)

第8条 利用者は、施設等の使用を終えたときは、直ちに当該施設等を利用前の状態に戻し、市長又は指定管理者の点検を受けなければならない。

(破損若しくは損傷等の届出)

第9条 利用者は、その許可を受けて利用する施設等を破損し、若しくは損傷し、又は滅失したときは、直ちに市長又は指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(自治協議会活動の制限)

第10条 各自治協議会は、次に掲げる活動をしてはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(地域計画の策定)

第11条 各自治協議会は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた地域計画を策定するものとする。

(自治協議会連絡会)

第12条 条例第19条に規定する自治協議会連絡会は、各自治協議会の事務局長をもって構成する。

2 自治協議会連絡会の会議は、市長が招集し、主宰する。

3 自治協議会連絡会は、次に掲げる活動を行う。

(1) 各自治協議会相互の連絡、調整及び意見交換に関すること。

(2) 各自治協議会の活動報告を行うこと。

(3) 各自治協議会相互の課題解決に関すること。

(4) その他自治協議会活動の運営に関すること。

4 自治協議会連絡会の庶務は、コミュニティ支援係において処理する。

(活動支援)

第13条 条例第20条の規定による活動支援のための内部組織として、コミュニティ支援係を設置する。

(財政支援)

第14条 条例第21条の規定による財政支援については、予算の範囲内とし、別に要綱で定める。

(その他)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年5月14日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

## ○地域コミュニティ支援本部設置要綱

(平成 26 年 2 月 26 日告示第 10 号)

(設置)

第 1 条 自らの地域は自らが築いていく地域社会の実現を目指し制定された、うきは市自治組織条例（平成 25 年うきは市条例第 38 号）に基づく市内小学校区（山間部においては地区）単位に組織する 11 の自治協議会の支援を行うため、地域コミュニティ支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 支援本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地域コミュニティの支援に関すること。
- (2) 市と各自治協議会との連携に係る事業に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するため、必要と認めること。

(組織)

第 3 条 支援本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

- 2 本部長は、公室長をもってこれに充てる。
- 3 副本部長は、公室長が任命する。
- 4 本部員は、市管理職をもってこれに充てる。

(職務)

第 4 条 本部長は支援本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、第 1 条に定める目的を達成するため、各自治協議会との連携を図りながら、庁内関係部局との調整を図る。

(庶務)

第 5 条 支援本部の庶務は、コミュニティ支援係において処理する。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、支援本部に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。